

# 須崎市地域防災計画

地震・津波災害対策編

(平成30年3月改訂)

須崎市防災会議

# 目 次

第1章	総則	
第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	防災面からみた須崎市域の概要	7
第4節	須崎市の災害特性	9
第5節	被害想定	9
第2章	災害予防計画	
第1節	地震・津波知識の普及及び訓練に関する計画	13
第2節	防災活動体制の整備計画	17
第3節	援助要請体制の整備計画	18
第4節	避難活動体制の整備計画	19
第5節	救急救助・医療救護予防計画	20
第6節	地震災害予防計画	21
第7節	防災施設等の整備計画	22
第8節	津波災害予防計画	24
第9節	土砂災害の予防計画	30
第10節	孤立化対策の予防計画	31
第11節	緊急輸送体制の整備計画	32
第12節	ボランティア活動の環境整備計画	32
第3章	災害応急対策計画	
第1節	組織計画	33
第2節	避難指示（緊急）及び避難誘導計画	42
第3節	災害時応援要請計画	44
第4節	自衛隊の災害派遣要請計画	45
第5節	災害情報・被害状況の収集報告及び伝達計画	46
第6節	災害に対する広報活動計画	48
第7節	災害警備計画	48
第8節	救援・救護対策計画	49
第9節	被災地応急対策計画	54
第10節	文教対策計画	57
第11節	生活関連施設応急対策計画	58
第12節	自発的支援の受け入れ	59
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	災害復旧計画	61
第2節	復興計画	63
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則	65
第2節	関係者との連携協力の確保	65
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	65
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	70

第5節	防災訓練計画	70
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	71
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	72

# 第1章 総則

## 第1節 計画の方針

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、地震・津波災害を警戒、防御しこれによる被害を軽減することを目的として、本市における地震・津波災害対策に関し、市の処理すべき事務又は、業務を中心として、地域内の関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、防災諸活動の円滑な実施を図り、防災に万全を期し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民生活の安全を守ることを目的とする。

### 2 計画の作成機関及び目的

#### 1. 作成機関 須崎市防災会議

#### 2. 須崎市防災会議の目的

須崎市防災会議は、災害対策基本法第16条及び須崎市防災会議条例（昭和38年条例第12号）に基づき設置された須崎市の附属機関であって、本市にかかる防災に関する基本方針の決定並びに須崎市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

### 3 計画の構成及び内容

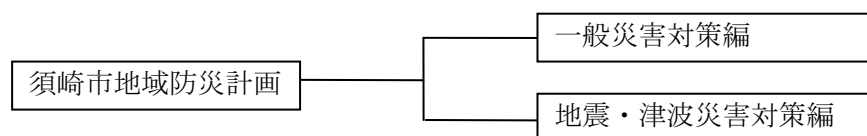
この計画は、防災に関しとるべき措置として、各種災害に対処するために基本的、かつ総合的な計画として、風水害を中心とした「一般災害対策編」と、個別災害対策として地震・津波災害に対する「地震・津波災害対策編」の2編から構成されている。

「地震・津波災害対策編」は、各種地震・津波災害に関して、本市が行うべき防災対策を時系列的に計画し、市各部署、関係機関等における防災対策並びに諸活動に関する基本体系として構成する。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を反映したものとする。

この計画により、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとするとともに、本市における防災活動の指針としての性格を有するものとする。

なお、この計画に定めがない事項については、別紙「須崎市地域防災計画 一般災害対策編」の定めによるものとする。



### 1. 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、須崎市が行なう地震・津波災害対策に関する計画の方針について定める。

### 2. 災害予防計画

地震・津波災害の発生を未然に防止し、また、地震・津波災害が発生した場合にその被害

を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

### 3. 災害応急対策計画

地震・津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行なうなど、地震災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

### 4. 災害復旧・復興計画

地震・津波災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

### 5. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し、地震・津波災害対策で推進すべき事項等について定める。

## 4 重点を置くべき事項

須崎市は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきた。

このため、本市においては、災害時の被害を最小化する「防災・減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、須崎市防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めるものとする。

## 5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要があると認めるときは、これを修正する。

特に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、推進地域及び特別強化地域の指定を受け、推進計画や事業計画の修正については、適宜行うものとする。

また、この計画に住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 6 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本市各対策部及び各部門並びに防災関係機関において定めるものとする。

特に南海トラフ地震対策は、予防対策から地震発生後の応急対策、復旧・復興対策、自助・共助・公助が一体となった対策を計画的に実施する。(資料13「南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針」)

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 防災関係機関及び市民の責務

### 1. 須崎市

須崎市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有し、高知県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災活動を実施する。

### 2. 高知県

高知県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、防災活動を実施するとともに、須崎市の防災活動を援助し、かつその調整を行なう。

### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、他の地方公共団体及び市域の公共的団体並びに市民の協力を得て、防災活動を実施するとともに、須崎市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

### 4. 指定公共機関及び指定地方公共機関指定

公共機関、指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、須崎市の活動が円滑に行なわれるようその業務に協力する。

### 5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

社団法人須崎市医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、須崎市の防災活動に協力する。

### 6. 市民

市民及び事業者は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合うものとする。

## 2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

### 1. 須崎市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
須 崎 市	1. 地域防災計画の作成に関する事。 2. 防災に関する組織の整備に関する事。 3. 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事。 4. 自主防災組織の育成指導、その他災害対策の促進に関する事。 5. 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 6. 防災のための施設、設備の整備及び点検に関する事。 7. 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 8. 避難指示（緊急）及び指定緊急避難場所の運営並びに指定避難所の開設等に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>9. 消防、水防その他応急措置に関する事。</li> <li>10. 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事。</li> <li>11. 緊急輸送の確保に関する事。</li> <li>12. 災害時の保健衛生及び応急教育に関する事。</li> <li>13. 食料、医薬品、その他物資の確保に関する事。</li> <li>14. その他の災害発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。</li> <li>15. 災害復旧・復興の実施に関する事。</li> </ul>
--	---

## 2. 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
高 知 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 地域防災計画の作成に関する事</li> <li>2. 防災に関する組織の整備に関する事</li> <li>3. 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関する事</li> <li>4. 自主防災組織の育成指導に関する事</li> <li>5. 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関する事</li> <li>6. 防災のための施設、設備の整備及び点検に関する事</li> <li>7. 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事</li> <li>8. 市が実施すべき避難指示（緊急）及び指定避難所の開設に関する事</li> <li>9. 水防その他応急措置に関する事</li> <li>10. 被災者に対する救助及び救護等の措置に関する事</li> <li>11. 緊急輸送の確保に関する事</li> <li>12. 食料、医薬品、その他物資の確保に関する事</li> <li>13. 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関する事</li> <li>14. 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事</li> <li>15. その他災害発生への防衛又は拡大防止のための措置に関する事</li> <li>16. 災害復旧・復興の実施に関する事</li> </ul>

## 3. 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
国 土 交 通 省 四 国 地 方 整 備 局 須 崎 港 湾 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害の防止に関する事</li> <li>2. 港湾、海岸、空港の災害応急対策に関する事</li> <li>3. 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除に関する事</li> </ul>

高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海上災害に関する警報等の伝達、警戒に関すること</li> <li>2. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査に関すること</li> <li>3. 海上における人命救助に関すること</li> <li>4. 避難者、救援物資等の緊急輸送に関すること</li> <li>5. 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査に関すること</li> <li>6. 海上における流出油事故に関する防除措置に関すること</li> <li>7. 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導に関すること</li> <li>8. 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止に関すること</li> <li>9. 海上治安の維持に関すること</li> <li>10. 海上における特異事象の調査に関すること</li> </ol>
高知地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4. 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>
四万十森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施に関すること</li> <li>2. 国有保安林の整備保全に関すること</li> <li>3. 災害応急対策用木材(国有林)の需用に関すること</li> </ol>
中国四国農政局	災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直轄河川、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関すること</li> <li>2. 水防警報指定河川について、水防警報の発表伝達に関すること</li> <li>3. 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表伝達に関すること</li> <li>4. 直轄道路の災害時における交通の確保に関すること</li> <li>5. 土石流及び河道閉塞による湛水の緊急点検に関すること</li> </ol>

#### 4. 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること</li> <li>2. 市が実施する防災訓練への協力に関すること</li> <li>3. 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、行方不明者の捜索、人命救助、水防、消防活動、道路の警戒、応急医療、救護及び防疫、廃棄物の収集運搬、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援宿泊支援、危険物の保安及び除去）に関すること</li> <li>4. 災害救助のため、防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること</li> </ol>

#### 5. 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
-------	-------------



四国旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄道施設の保全に関する事</li> <li>2. 救援物資及び避難者輸送の協力に関する事</li> </ol>
西日本電信電話株式会社高知支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信設備の保全及びその災害復旧に関する事</li> <li>2. 災害非常電話の調整及び気象予・警報の伝達に関する事</li> </ol>
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における医療救護に関する事</li> <li>2. 遺体の処理及び助産に関する事</li> <li>3. 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事</li> <li>4. 被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関する事</li> <li>5. 被災者に対する救援物資の配布に関する事</li> <li>6. 義援金の募集受付に関する事</li> <li>7. 災害ボランティアの登録及び育成に関する事</li> <li>8. 災害ボランティアの活動調整に関する事</li> <li>9. 各種ボランティアの調整、派遣に関する事</li> </ol>
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民に対する避難勧告等防災情報の放送に関する事</li> <li>2. 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事</li> <li>3. 災害時における広報活動及び被害状況の速報に関する事</li> <li>4. 生活情報、安否情報の提供に関する事</li> </ol>
四国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電力施設の保全、保安に関する事</li> <li>2. 電力の供給に関する事</li> </ol>
日本郵便株式会社 須崎郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵政業務（郵便・為替貯金・簡易保険）の確保</li> <li>2. 災害復旧資金の金融等に関する事</li> </ol>

#### 6. 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
(社)高知県バス協会	災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関する事

#### 7. 警察署

機関名	事務又は業務
須崎警察署	<p>高知県警察地震災害警備基本計画における第4地震災害警備活動の実施事項に基づき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関連情報の収集・伝達及び被災実態の把握に関する事</li> <li>2. 避難誘導及び二次災害の防止措置に関する事</li> <li>3. 負傷者等の救出救助及び行方不明者の捜索に関する事</li> <li>4. 緊急交通路の確保等交通上の措置に関する事</li> <li>5. 検視及び身元不明死体の身元調査に関する事</li> <li>6. 被災地域における社会秩序の維持に関する事</li> <li>7. 住民の安全確保と不安解消のための広報に関する事</li> </ol>

### 3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務の大綱

須崎市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災活動をするとともに、須崎市の行う防災上の諸活動に対し、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
産業経済団体	農業協同組合 森林組合 土地改良区 漁業協同組合 生活協同組合 商工会議所 建設・建築協会 木材工業団地組合 埠頭協会	被害調査や対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋に対する協力に関すること
厚生社会福祉事業団 医療機関	医師会 病院 社会福祉関係施設 社会福祉協議会	被災者の救援及び保護対策等に対する融資の斡旋協力に関すること 世帯更正資金等の融資の斡旋に対する協力に関すること
文化事業団体	社会教育関係団体 P T A	被災者の救助等の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等に対する協力に関すること
防災上重要な施設の管理者		1. 災害予防体制の整備に関すること 2. 災害応急措置の実施に関すること 3. 市、その他の防災関係機関の防災活動に対する協力に関すること

### 第3節 防災面からみた須崎市域の概要

#### 1 自然的条件

##### 1. 位置及び面積

須崎市は、高知県の太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、北緯33度24分、東経133度17分にあり、南は土佐湾に面して、北東は土佐市に連なり、北は佐川町、北西は津野町、西は中土佐町に接している。

東西約25km、南北約14km、総面積は135.44km<sup>2</sup>となっている。

##### 2. 地 形

須崎市の北西から北東部背後には不入山脈があり佐川町と境界をなし、西南部から鈴ヶ森山脈が丘陵状となって中央部に至り、さらに浦ノ内北部に伸びて御領寺山脈となって土佐市との境界をなし、多ノ郷付近では陥没と侵食による小平野をつくっている。南部は、綱付山脈が角谷で海に没し、さらに海蔵寺山から横浪半島を形成し、竜崎に至って土佐湾に至る。

この間は、全般的に山岳丘陵地帯が多いが、新荘川・桜川・押岡川・御手洗川・奥浦川等が縦横に流れ、これら諸河川の流域に沖積層（軟弱な地層）の平野が散在し農耕地をなしている。

海岸は、沈降海岸の特色を示すリアス式海岸の典型をみせ、切り立った断崖を形成しており、

深く湾入する須崎港は、水深深く天然の良港をなし、外港は戸島、中ノ島、神島が点在し、野見湾をつくり養殖漁業が盛んである。また、南東部には「横浪三里」の名で知られる浦ノ内湾があり、半島には横浪黒潮ラインが縦走している。

### 3. 気 候

須崎市は、北に四国山脈を背負い、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため、温暖多湿で、平均気温は約17度に昇り、雨量は全国最高部に属し、年間2600ミリを記録する。(観測値は須崎アメダスの平均値(1981年～2010年))

冬期の降雪は極めて少なく、北西の季節風が多い。高温多湿で作物の育成には好適な気象条件であるが、毎年6月から10月下旬にかけて大雨を伴った低気圧の通過経路に位置するため、風雨による災害が発生している。

### 4. 津波に対する条件

本市は、県下的にも有数な長い海岸線を有し、その海岸線は、沈降海岸の特色を示すリアス式海岸となっている。このような状況により、津波に対しては非常に弱く、津波の来襲となれば、過去の記録からもわかるように、幾度となく甚大な被害を被っている。

このような津波のほとんどは、土佐沖約100kmにある南海トラフを震源とするものであり、震災対策に取り組む場合、津波災害に万全を期する必要がある。

## 2 社会的条件

### 1. 人 口

本市の人口は、平成30年1月31日現在で、22,403人である。

人口の推移については、合併当時をピークに減少傾向が続いている。

世帯数は11,065世帯で、一世帯当たりの人員は2.02人で減少傾向にある。

地区別人口と世帯

地区	世帯数	人口			世帯当り 人員	高齢者数 (65才以上)	高齢化率 (%)
		総数	男	女			
上分	601	1,285	586	699	2.1	584	45.4
新荘	553	1,262	618	644	2.3	500	39.6
安和	344	729	374	382	2.1	323	44.3
須崎	2,676	5,222	2,468	2,754	2.0	2,129	40.8
多ノ郷	3,712	7,688	3,767	3,921	2.1	2,589	33.7
南	530	1,068	530	538	2.0	485	45.4
吾桑	910	2,025	947	1,078	2.2	847	42.0
浦ノ内	1,749	3,124	1,630	1,494	1.8	961	30.8
計	11,065	22,403	10,893	11,510	2.0	8,418	37.6

### 2. 建 物

平成29年1月1日現在、本市の建物棟数は、課税家屋総数で22,531棟となっている。このうち木造建物は、17,255棟で全体の76.6%を占めている。特に原町、浜町、古市町など須崎市街地地域では、木造住宅が密集しており、災害拡大の危険性が非常に大きい。

建物の構造・用途別内訳

木 造 家 屋			非 木 造 家 屋		
種 別	課税家屋数	構成比 %	種 別	課税家屋数	構成比 %
専 用 住 宅	8,741	38.6	住 宅 ・ ア パ ー ト	1,402	6.2
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	168	0.7	事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	366	1.6
併 用 住 宅	1,063	4.7	病 院 ・ ホ テ ル 等	45	0.2
農 家 住 宅	1,075	4.7	工 場 ・ 倉 庫	1,413	6.2

事務所・銀行・店舗	238	1.1	そ の 他	2,083	9.2
旅館・料亭・ホテル	22	0.1			
劇 場・病 院	13	0.1			
工 場・倉 庫	773	3.4			
そ の 他	5,237	23.1			
計	17,330	76.5	計	5,309	23.5

## 第4節 須崎市の災害特性

### 1 須崎市の災害特性

本市における過去の災害の記録によると、昭和45年の台風10号をはじめとして、毎年、台風の来襲により農林水産業施設を中心に大きな被害を受けている。また、集中豪雨等による家屋等の浸水被害も受けていたが、河川改修や排水施設の整備等により、近年は、大きな浸水被害は受けていない。しかし、地形的な面から見ても、急傾斜地に面した家屋が点在するなかで、大雨時の土砂災害も予想されている。

また、地震については、活断層は確認されていないが、過去に甚大な被害をもたらした南海トラフを震源とする大地震の発生も予想されており、長い海岸線を有しリアス式海岸特有の地形となっており、津波には非常に弱く、過去の記録から分かるように、幾度となく津波による被害を受けている。

## 第5節 被害想定

### 1 地震の想定

本市が、今後想定しなければならない地震として、過去に幾度となく被害を被った、南海トラフを震源とする地震がある。

平成25年3月に中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」、また、同年5月に高知県が公表した「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定」を踏まえ、最大クラスの地震・津波と発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害を念頭に置き、最も懸念すべき最大クラスの地震・津波を想定し、具体的に次のように仮定した。

1. 震 源 南海トラフ沿い 陸側ケース⑩
2. 規 模 マグニチュード9.0  
(震度6弱～7)
3. 発生時期 冬の深夜
4. 津 波 須崎市沿岸における最大津波高 25m  
須崎市における陸域最高浸水深 20m (海岸・河川堤防なし)

平成23年3月11日に東日本を襲った東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、南海トラフ沿いで発生する大規模地震対策を検討するに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定することが必要となり、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

このため、本市においては、南海トラフ沿いを震源とする巨大地震による被害については、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、市民生活と経済活動に極めて深刻な影響を生じるものと想定した。

## 2 津波の想定

市域の沿岸部における津波高は、外洋に面した大谷地区蔦場山及び安和地区難山、浦ノ内地区須ノ浦カシで最大25mであるが、陸域での浸水予測において防波堤、防潮堤、護岸などの防災施設が全く機能しない最悪の場合を想定し、津波に関する危険個所を次のとおり設定した。

### 須崎地区

須崎港中央部の浸水予測は5mから10mである。市街地の中でも須崎駅前付近や糺池周辺は標高がより低いので、特に危険となる。

### 多ノ郷地区

須崎港湾奥部の浸水予測は5mから10mである。湾の最も奥に位置し、標高が2m以下のところがかかなりあり、特に商業地が集合する桐間付近の注意が必要である。久通漁港の浸水予測は15mから20mである。市域の漁港で最も高い浸水が想定され注意が必要である。

### 野見、大谷地区

野見湾周辺の浸水予測は10mから15mである。津波到達時間が短いため、特に注意が必要である。

### 安和地区

安和海岸の浸水予測は10mから15mである。地区全域で浸水が想定され注意が必要である。

### 新荘地区

新荘川河口部の浸水予測は5mから10mである。河川への流入により新荘川流域に遡上した津波被害の発生が予想され注意が必要である。

### 浦ノ内地区

池ノ浦漁港の浸水予測は15mから20mである。市域の漁港で最も高い浸水が想定され、地震発生後10分程度で津波が到達することが予想される。このことから、初期の避難体制の確立を図るように努める。浦ノ内湾内は湾口で5mから10mである。湾奥部は3mから5mである。他の地域の浸水予測と比較すると湾奥部で低いが他の地区と同様注意が必要である。

### 吾桑地区

桜川下流域の浸水予測は3mから5mである。河川への流入により桜川流域に遡上した津波被害の発生が予想され注意が必要である。

### 上分地区

津波による浸水の恐れはないものの、新荘川下流域で津波の遡上より被害の発生が予想され注意が必要である。

## 3 被害の想定

人的被害、物的（建物）被害については、「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定」によると、次のとおり想定される。

なお、この調査の前提条件は、平成25年3月に中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）となっており、最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波で、その発生頻度は極めて低いものである。また、地震の規模・気象状況の違いや事前対策により計算値は大幅に変化することが考えられる。

### ① 人的被害の想定結果（県全体：地震動は陸域ケース、津波はケース④、冬の深夜）

人口 (人)	揺れ		火災		津波		斜面崩壊		合計	
	死亡 (人)	負傷 (人)	死亡 (人)	負傷 (人)	死亡 (人)	負傷 (人)	死亡 (人)	負傷 (人)	死亡 (人)	負傷 (人)

須崎市	26,057	60	790	※	10	3,700	210	※	※	3,700	1,000
県全体	796,292	6,600	33,000	400	300	35,000	2,900	100	140	42,000	36,000

※若干数

(人的被害の合計は、揺れと津波による死傷者数の合計とする。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。)

② 建物被害の想定結果(県全体：地震動は陸域ケース、津波はケース④、冬の18時)

	建物棟数 (棟)	揺れ (棟)	火災 (棟)	津波 (棟)	斜面崩壊 (棟)	液状化 (棟)	合計 (棟)
須崎市	15,770	1,000	70	6,200	20	50	7,400
県全体	448,120	8,000	12,000	66,000	710	1,100	159,000

4 過去の南海大地震等

発生年月日	地震名	規模 (M)	被害の概要
684年11月29日 (天武13年)	白鳳の地震	8 1/4	山崩れ、川湧き家屋社寺の倒壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田苑 12k m <sup>2</sup> 海中に沈む。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
887年8月26日 (仁和3年)	仁和の地震	8.0 ~ 8.5	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い溺死多数。摂津で被害最大。余震が8月末まで続いた。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1099年2月22日 (康和元年)	康和の地震	8.0~ 8.3	興福寺西金堂壊れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。津波があったらしい。
1361年8月3日 (正平16年)	正平の地震	8 1/4 ~8.5	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かった。津波被害は、摂津、土佐、阿波で多く阿波由岐湊で流失1,700戸、流死60人余、余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1605年2月3日 (慶長9年)	慶長地震	7.9	震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛び散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者57人、三崎で溺死者153人、浜名湖付近の橋本で100戸中80戸流失し、死多く紀州西岸広村で1,700戸中700戸流失。阿波鞆浦で波高10丈、死者100人余、宍喰で波高2丈、死者1,500人余、室戸岬付近で400人余、九州では、大隅より薩摩に大波が寄せ、死者があった。
1707年10月28日 (宝永4年)	宝永地震	8.6	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万、潰家6万、流失2万。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は、土佐が最大、室戸、串本、御前崎で1~2m隆起し、高知市中西部の約20k m <sup>2</sup> が最大2m沈下した。土佐で流家11,170、死者1,884人。波高は、種崎23m(溺死700余)、久礼25.7m。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。

1854年12月24日 (安政元年)	安政南海地震	8.4	安政東海地震(8.4)の32時間後。被害は、近畿、中国、四国、九州、東海の一部に及び、津波は房総から九州に至る海岸を襲った。全壊20,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸、死者約3,000人。波高は久礼16.1m、種崎11m、室戸3.3m、宍喰5~6m。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し室戸、串本で1.2m隆起、甲浦、加太で約1.2m沈下した。														
1946年12月21日 (昭和21年)	昭和南海地震	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死者1,330人、行方不明者102人、家屋全壊11,591戸、半壊23,487戸、流失1,451戸、浸水33,093戸、焼失2,598戸、船舶破損流失2,991隻。  津波は静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知、三重、徳島沿岸で4~6mに達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮ノ岬で0.7m上昇、須崎、甲浦で1.0m沈下。高知付近で田園15k㎡が海面下に没した。 須崎市の被害 <table border="0"> <tr><td>死者・不明者</td><td>61人</td></tr> <tr><td>傷者</td><td>140名</td></tr> <tr><td>全壊</td><td>198戸</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>563戸</td></tr> <tr><td>流失</td><td>168戸</td></tr> <tr><td>浸水</td><td>1315戸</td></tr> <tr><td>焼失</td><td>9戸</td></tr> </table>	死者・不明者	61人	傷者	140名	全壊	198戸	半壊	563戸	流失	168戸	浸水	1315戸	焼失	9戸
死者・不明者	61人																
傷者	140名																
全壊	198戸																
半壊	563戸																
流失	168戸																
浸水	1315戸																
焼失	9戸																
1960年5月23日 (昭和35年)	チリ地震津波	9.5	24日2時頃から津波、日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸5~6m、その他で3~4m、北海道沿岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死者119人、不明20人、家屋全壊1,571戸、半壊2,183戸、流失1,259戸。 須崎市の被害 <table border="0"> <tr><td>家屋全壊</td><td>17戸</td></tr> <tr><td>流失</td><td>2戸</td></tr> <tr><td>半壊</td><td>35戸</td></tr> <tr><td>床上浸水</td><td>617戸</td></tr> </table>	家屋全壊	17戸	流失	2戸	半壊	35戸	床上浸水	617戸						
家屋全壊	17戸																
流失	2戸																
半壊	35戸																
床上浸水	617戸																
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震津波	9.0	3月11日14時46分に三陸沖を震源とする大地震が発生し、太平洋沿岸各地に津波が襲来。津波高は8~9m以上を観測。死者15,883人、不明2,676人、負傷者6,144人、建物全壊126,421戸半壊272,028戸  須崎市の被害 <table border="0"> <tr><td>床上浸水</td><td>5件(港町)</td></tr> <tr><td>床下浸水</td><td>11件(大谷4件、大間西町2件、港町5件)</td></tr> <tr><td>車両浸水</td><td>20台(大間)</td></tr> <tr><td>漁船転覆</td><td>15隻(野見1、大間10、魚市場前2、沖吉石油前1、安和沖1)</td></tr> <tr><td>養殖用生けすの流出、破損</td><td>(野見、浦ノ内、大谷)</td></tr> </table>	床上浸水	5件(港町)	床下浸水	11件(大谷4件、大間西町2件、港町5件)	車両浸水	20台(大間)	漁船転覆	15隻(野見1、大間10、魚市場前2、沖吉石油前1、安和沖1)	養殖用生けすの流出、破損	(野見、浦ノ内、大谷)				
床上浸水	5件(港町)																
床下浸水	11件(大谷4件、大間西町2件、港町5件)																
車両浸水	20台(大間)																
漁船転覆	15隻(野見1、大間10、魚市場前2、沖吉石油前1、安和沖1)																
養殖用生けすの流出、破損	(野見、浦ノ内、大谷)																

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地震・津波知識の普及及び訓練に関する計画

地震・津波発生時に、市民及び防災関係機関並びに防災上重要な施設の管理者が、的確な防災対策を講じられるよう、平常時に、防災知識の普及、防災訓練及び自主防災活動等の充実について定める。

#### 1 防災知識の普及

##### 1. 職員に対する教育

職員は、日常の行政事務を通じ、積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に、地域における防災活動を率先して実施できるよう、必要な知識や心構えなど、研修、防災の手引き書等により防災知識の高揚を図る。

- (1) 地震及び津波に対する知識
- (2) 地域防災計画並びに災害関係法令の熟知
- (3) 動員、配備体制と任務分担
- (4) 家庭における地震・津波対策と地域の自主防災組織育成への支援
- (5) 応急・救命対応力の向上
- (6) 地震・津波対策の課題その他必要な事項

##### 2. 児童・生徒に対する教育

学校等における地震・津波対策は、児童・生徒に対する退避、保護等地震・津波災害発生後の応急対策について、学校内行事等で防災教育や防災活動を実施するとともに、保護者に対する周知を図る。また、職員や消防署員の派遣、資料の提供など、学校教育機関との連携等により、各保育所及び幼稚園を含め、すべての学校で防災学習の取り組みの支援と推進を図る。

##### 3. 市民に対する防災思想の普及

地域住民に対しては、自主防災組織の育成を推進するとともに、地震・津波発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波の正しい知識や防災対策について、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等により防災思想の普及を図る。

また、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう災害教訓の伝承の重要性について啓発に努め、市民の防災意識の向上と支援を図る。

##### 4. 防災関係機関

電力、電話事業者等の防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関して地震防災応急対策を作成する。

さらに、住民等が実施すべき安全対策等について、教育及び広報を行うものとする。

#### 2 防災訓練

地震・津波が発生した場合、被害を最小限に留め、地震・津波災害応急対策を円滑に実施するため定期的に防災訓練を実施し、訓練成果の取りまとめや課題等を明確にし、次回の訓練に反映させるよう努め、次のとおり計画する。なお、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

##### 1. 総合防災訓練

市、消防機関、防災関係機関、事業所及び地域住民等が一体となって、防災訓練を実施し、防



災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

## 2. 地震津波対策訓練

須崎市においては、地震津波避難訓練は非常に重要であり、情報の早期伝達、緊急避難場所や避難経路の確認、早期避難体制の確立を図るため、定期的に訓練を実施し、津波防災意識の高揚を図る。

## 3. 職員の動員訓練

地震・津波発生直後、初期の段階での応急活動を的確に実施するためには、職員の初動体制が極めて重要であり、勤務時間内外の条件を加味し、初動体制、須崎市災害対策本部の設置、情報伝達・通信等の訓練を実施する。

## 4. 病院・社会福祉施設における訓練

病院や社会福祉施設では、災害時において自力避難が困難な人が多く利用していることから、避難誘導や救出・救護に重点をおいた訓練を実施し、職員の要介護者に対する対応要領の策定と、付近住民の協力体制についても検討するものとする。また、須崎市災害時医療救護計画による訓練を通して医療救護活動の体制を検証するものとする。

## 5. 地域における防災訓練

定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等において、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

# 3 自主防災組織等の整備計画

災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して、被害の軽減を図ることは市町村の責務となっているが、二次災害の発生防止と被害軽減は、市町村が防災施設等の拡充整備をするだけでは不十分であり、特に、災害時における災害応急活動について、防災関係はもとより、地域住民の協力がなければ万全を期し難いので、行政機関、住民、事業所がそれぞれの責務のもとに災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、住民の連帯感をもとに協調体制を醸成し、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を作ることが必要である。

また、地域における事業所についても、自衛消防隊の育成について同様に計画に盛り込み、これらの組織が病院等の他の救援機関等と相互に協力する体制が必要であるため、次のとおり計画する。

## 1. 地域住民等の自主防災組織の育成

### (1) 組織の育成

災害に対する行政の責務、地域住民の責務と自主防災組織の位置づけを明確にするとともに、住民一人ひとりが「自分の家族や財産、地域は自ら守る」という自主防災意識の醸成を促し、防災啓発指導を継続して推進していくことが自主防災組織の育成には重要である。

### (2) 組織の編成

自主防災組織の編成方法は、基本的には地域の自治会・町内会など既存の組織を母体にして編成することが实际的であり、地域の中に住む消防団経験者、日本赤十字ボランティアなど防災の専門的知識を持った住民をリーダーにして、地域特性を考慮した自主防災組織の編成を指導する方針等を検討しておく必要がある。また、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画を推進することも必要である。

編成した自主防災組織が、地震の発生時には消火活動や救助活動が迅速・正確に実施することが必要である。そのため、日常生活での交流がある自治会・町内会を中心にし、組織づくりをすることが機能を十分に発揮できると思われる。

### (3) 組織の活動

平常時における予防活動及び災害時の市町村が活動を開始するまでの初期活動とこれらの機関を補助する活動等の基準を定め、それぞれの任務分担を明確にしておき、災害時には即応力のある活動ができるような体制づくりに努めなければならない。そのためには住民の中で専

門知識や技術を持った者をリーダー等に育成する方策や自主防災活動に必要な資材の支給やその購入補助、また、防災に関する知識・技術を習得するための訓練の実施、市町村主催の防災訓練への参加、活動マニュアルなどの作成配布、防災講習会の開催、災害教訓の伝承など自主防災組織の育成を行う。

## 2. 事業所の自衛消防組織の育成

事業所は地域にあって事業活動が続ける地域社会の一員として、また、消防法（昭和23年法律第186号）により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）はもとより、設置が義務づけられていない事業所も、積極的に自らの事業所の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力し、被害の軽減と二次災害を防止するために、自衛消防組織を確立し強化する対策を推進する。

また、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を推進する。

## 3. 防災組織相互の連携・協調

平素から地域の自主防災組織、事業所自衛消防隊と消防団や防災ボランティアなど、防災関係機関が協力して地域の防災対策の推進と防災知識の普及や防災訓練を行い、また、災害発生時には、相互に連携して被害の軽減が図れるよう、自主防災対策の推進に努める。

## 4. 防災連絡協議会等の設置

地域ごとに地域別避難計画の策定や地区防災計画の検討・提案、見直しを行うため防災連絡協議会等の設置を推進する。

# 4 災害時要配慮者対策の推進計画

高齢者、障がい者、乳幼児及びその他、災害が発生した時に必要な行動を迅速かつ的確に取りにくく、配慮を要する災害時要配慮者においては、平常時から支援体制を構築し、適切に対応するための対策を次のとおり計画する。

## 1. 災害時要配慮者の把握等

災害時要配慮者のうち、75歳以上の者、又は要介護認定を受けた者及び障がい者手帳を有する者、その他、自力による避難が困難で避難支援が必要と認められる者の把握に努め、平常時から防災情報の伝達手段、伝達態勢の整備及び避難誘導等の支援体制を整備する。

## 2. 避難行動要支援者の対策

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援、安否確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な対策を講じる。

### (1) 名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、避難支援等を実施するための基礎となるものであり、関係課で把握している情報を集約するように努め、あらかじめ作成しておくものとする。なお、名簿作成の対象範囲は避難行動要支援者避難支援計画に定める対象者とし、既に須崎市災害時要援護者避難支援登録により名簿を作成している者は、新たに作成する必要はないものとする。

### (2) 名簿の情報

名簿の情報は、避難支援や安否確認に必要な限度で、その保有する氏名やその他の情報を特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するとともに、必要に応じて県知事等に災害時要配慮者に関する情報の提供を求める。

### (3) 名簿の更新・共有等

名簿は、状況が常に変化するから避難行動要支援者の把握に努め、更新する期間や仕組みを構築するとともに、平常時から災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者避難支援計画に定める避難支援団体等と共有を図り、最新の名簿情報を保つように努める。

なお、名簿情報については、個人情報保護の観点に立ち厳重に管理されなければならない。

#### (4)名簿の活用

名簿の活用については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、避難行動要支援者の避難支援等の実施に必要な限度で、次のとおり活用するものとする。ただし、名簿情報の提供を受けた支援者等に係る守秘義務等に留意する必要がある。

##### ①避難のための情報伝達

円滑かつ迅速な避難にあたって重要となる災害情報は、多様な手段を用いて早い段階での避難行動につながる情報伝達の仕組みを構築する。

##### ②避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難の必要性や名簿の意義、あり方を周知するとともに、避難支援団体等で地域の実情や特性に応じた避難支援等が行えることや支援者等の安全を確保する措置を講じる。

また、避難支援団体等への名簿情報の提供において、本人同意の有無にかかわらず、可能な範囲で避難支援等を行うよう協力を求める。

##### ③安否確認の実施

災害時の安否確認にあたっては、名簿を有効に活用するとともに、安否確認を外部に委託することが想定されることから災害発生前に民間事業者や福祉事業者等と協定等を結んでおくことが必要である。

##### ④指定避難所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえ、避難後の避難行動要支援者への支援が継続されるよう名簿情報を活用し、指定避難所、又は福祉避難所へ引き継がれる仕組みや移送方法等を構築する。

##### ⑤個別計画の策定

平常時から避難支援団体等と具体的な支援方法を検討し、名簿情報に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の策定に努める。

#### (5)災害時要配慮者避難支援連絡協議会等の設置

災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援から避難生活まで組織的な避難支援体制を構築するため、平常時から防災や福祉・保健・医療等の各分野の関係者で連携した避難支援連絡協議会を設置し、事前対策の実施を推進する。

### 3. 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設や医療機関、保育所等には、自力では避難できない人々が多く入所・通所しており、これらの人々の安全を図るためには、平素から十分な防災対策を講じておくことが必要であり、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組まなければならない。

また、立地環境、建物の構造及び入所者等の状況等を踏まえ、高台への移転や建て替え等を検討し、適切な安全確保対策に努める。

### 4. 外国人等に対する対策

外国人等に対する対策については、指定緊急避難場所案内板等への外国語表記や統一規格の避難標識等による周知と外国人向け防災リーフレット等の配布を実施し、災害発生時において迅速かつ的確な行動が取れるように啓発活動に努める。

### 5. 避難訓練等の実施

災害時要配慮者の避難訓練等を定期的実施し、情報伝達、避難支援等について検証を行うこととする。また、避難訓練等を実施するに当たり、企画段階から避難支援団体等と連携して、避難行動要支援者名簿を活用した訓練への参加や避難意識の向上に努める。

災害時要配慮者の現況 (平成30年1月31日現在)

高齢者(75歳以上)	4,540人
乳幼児	763人
心身障がい者(75歳以上除く)	990人

外国人（特別永住者及び中長期在留者）	486人
人口総数	22,403人
割合	30.3%

## 6. 災害時要配慮者の課題

### (1) 情報提供の課題

聴覚・視覚障がい者、高齢による身体機能の衰えなどがある者、さらには国際化に伴う来日外国人の増加とともに、災害時要配慮者の状況を考慮した情報の提供が必要である。

### (2) 施設入所者の課題

災害時要配慮者を多数抱える施設においては、基本的には耐震性、安全性に優れた施設づくりが重要であるが、施設の立地や避難システムなどを検討し、日頃から訓練などをくり返し実施する。

また、多数の災害時要配慮者を同時に避難させる必要があることから安全に避難ができる避難計画づくりを行うとともに、施設の実情に応じて最小限の車両を活用する。

### (3) 避難行動要支援者の課題

家族のみでは避難行動要支援者の避難支援に困難があり、地域相互の助け合いを促し、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、近隣住民等による避難行動支援の協力体制を構築するなど、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。

災害発生後の避難先となる指定避難所や福祉避難所を確保するため、必要に応じて県や近隣自治体、福祉事業者等と連携を図り、災害時要配慮者避難支援連絡協議会で選定された避難施設等の指定に努めるものとする。また、配慮を要する人が必要な生活支援が受けられるなど、安定して生活できる体制整備についても計画的に行う。

### (4) 名簿情報の課題

本人の同意の有無に関わらず緊急に名簿情報を提供する場合の適切な措置や平常時から名簿情報を共有する避難支援団体等への適正な情報管理や取扱いの指導等を行わなければならない。

### (5) 基本的な視点としては、支援者等のサポートが必要条件であり、災害時における問題点の所在が異なることを正しく認識しなければならない。

以上の対策を推進するため、関係機関は情報交換を行ない、災害時には地域社会の協力・支援が得られる体制作りに努め、災害時要配慮者対策を進めるものとする。

## 第2節 防災活動体制の整備計画

災害対策基本法及び須崎市災害対策本部条例（昭和38年須崎市条例第13号）に基づき市域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、須崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することとなっている。

また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

このため、災害対策本部の円滑な設置・運営を図るための体制を整備し、各課の日常業務を考慮し、災害に即応できるよう次のとおり計画する。

### 1 職員の役割の明確化

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、的確に対応することが重要である。

そのため、職員個々に対し、各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と役割意識を促す。

## 2 初動体制の充実

初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割等を考慮した初動体制の確立を目指す。

## 3 人材の育成

大規模な災害では、職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮し、その役割を果たすことが多くの生命を救うことにつながることから、消防機関等との連携により、応急措置や救命活動が迅速に行える人材の育成を図る。

### 第3節 援助要請体制の整備計画

#### 1 目的

大規模災害発生時において、本市の防災体制のみでは、発生災害に対応できないことが予測されるため、他市町村や防災関係機関等に援助を求めるための体制を整備し次のとおり計画する。

#### 2 災害時相互応援協定等による援助要請

大規模災害が発生し、須崎市独自では被災者の救助・救援等の応急対策活動が十分実施できない場合に、高知県内34市町村で締結した「高知県市町村災害時相互応援協定」に基づく要請を実施するための体制を整備しておくものとする。特に近隣自治体の津野町や佐川町とは「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき、連携を密にし、兵庫県相生市や岡山県真庭市との「災害時相互支援協定書」を締結した県外自治体とは、平常時より連携を図るものとする。また、「災害時における須崎市内郵便局と須崎市の相互協力に関する覚書」に基づく協力体制や消防組織法（昭和22年法律第226号）により締結している「高知県内広域消防相互応援協定書及び高知県中央地区消防相互応援協定」に基づく応援体制についても整備しておく。

指定公共機関及び事業所等による協力体制や消防組織法により締結している受援・応援体制についても整備しておく。

#### 3 災害対策基本法に基づく職員の派遣要請

災害対策基本法第30条第1項の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。また、災害対策基本法第30条第2項の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。さらに災害対策基本法第67条の規定により他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができるので、要請を行うための体制を整備しておくものとする。

#### 4 高知県消防・防災航空隊への応援要請

災害情報の収集、傷病者、物資等の緊急搬送及び消火活動等における応援体制を確立するた

め、高知県消防・防災航空隊との連絡体制を整えるとともに、広域航空応援体制による授受体制が確立できるよう活動拠点及び資機材の整備等の体制づくりを推進する。

## 5 自衛隊に対する援助要請

大規模な災害が発生し又は発生が予測される場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定による要請をするよう求め、また、知事に対しこの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することになっており、これらの手続きについて十分習熟しておくものとする。

## 6 警察官に対する援助要請

市長（災害対策本部長）は、災害が発生し又は災害が発生する恐れがあると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができるよう、連絡体制を整えておくものとする。

## 7 住民等に対する従事命令

災害対策基本法の規定によって、市長又は警察官若しくは海上保安官は、須崎市の区域の住民又は応急措置を実施すべき現場に有る者を応急措置の業務に従事させることができるため、当該法の運用について十分習熟しておくものとする。

# 第4節 避難活動体制の整備計画

## 1 目的

市長は、災害から住民等を安全な場所へ避難させるほか、住居を失った被災者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ避難場所を指定して住民に周知するとともに、安全・的確に避難行動・活動が実施できるよう平常時から必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所や避難路、誘導灯などの整備を図るよう努め、指定避難所については、良好な生活環境が確保されるように次のとおり計画する。

## 2 指定緊急避難場所

津波来襲時の避難は、一刻をあらそうため、次のとおり基準要件等を定め、地域の意向を踏まえ緊急避難場所として指定する。（資料1-1「須崎市津波避難計画別表」）

- ・標高が20m以上で避難者数に応じた避難スペースがあること
- ・鉄筋コンクリートの建物については新耐震基準に適合していること
- ・地権者の合意形成が図られていること

## 3 指定避難所

住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じた避難者数を想定し、次の基準要件等により避難所を指定する。（資料1-1「須崎市津波避難計画別表」）

また、指定避難所での運営に係るマニュアルについても地域防災連絡協議会等と検討を行い、必要な設備等の整備を図るものとする。

- ・避難住民1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡前後とすること。ただし、災害時要配慮者の状況等に応じ、必要なスペースを確保すること。
- ・立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が確保されていること。
- ・市域内で避難者数に応じた指定避難所を確保することが困難な場合は、市町相互応援協定により確保に努めること。

#### 4 避難路

市は震災時に、避難のための通行を確保すべき道路（避難路）として、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路及び地域の避難計画に定めた道路等を指定し、安全な避難のための整備に努めると共に、地域では普段より、幾通りかの避難のための経路を確認し、震災時のスムーズな避難に資するものとする。（資料12「須崎市津波避難計画地区別津波ハザードマップ」参照）

#### 5 地区別避難計画の策定

指定緊急避難場所及び指定避難所については、地域の実情に応じた避難場所を選定するため、地域防災連絡協議会等に図り、地域の意向を反映した避難場所を指定し、地区別避難計画を策定する。また、地区別避難計画について修正の必要があるときは随時修正を図り実効性のある避難計画とする。

#### 6 住民への周知

市の広報誌、案内板等の設置（避難誘導標識・緊急避難場所表示板、標高表示等）、防災訓練、各戸への指定緊急避難場所マップ配布等で周知する。

また、地域住民に対しては、避難訓練や広報誌などを通じて避難方法、指定緊急避難場所、指定避難所、避難用具等の周知徹底を図るとともに、市外から訪れる住民への適切な避難誘導等を行い、災害時に混乱を来たさないよう指導する。

### 第5節 救急救助・医療救護予防計画

市は、地震災害の発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、「須崎市災害医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うため、事前に必要な体制の整備に努め、次のとおり計画する。

#### 1 救急体制の整備

地震災害の発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、迅速かつ効率的な救急活動に努める。

#### 2 救助体制の整備

地震災害時における救助事象に迅速的確に対応するため、救助資機材整備に努める。

### 3 市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

地震災害における救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図る。また、服用中の薬又はお薬手帳や常備薬等の携帯について啓発に努める。

### 4 災害医療救護体制の確立

地震災害から地域住民の生命、健康を守るため、「須崎市災害医療救護計画」に基づき、須崎市医師会、医療機関及び各医療団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。

### 5 患者等の搬送計画

消防、須崎市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、的確な搬送計画を策定する。

### 6 救急連絡体制の確立

県が運用している「こうち医療ネット」を考慮し、災害対策本部、須崎市医師会、医療機関及び医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図る。

### 7 医療資器材等の確保

須崎市医師会及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資器材を確保する。

### 8 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、県及び須崎市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

## 第6節 地震災害予防計画

過去に幾度となく被害を被った、南海トラフを震源とする地震の被害を最小限に食い止めるため、市内における建築物の耐震化を推進する。また、関係機関、住民等と協力し、被害の予防に努める。

### 1 建築物の耐震性向上等の促進

#### 1. 防災上重要な建築物等の耐震性確保

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「須崎市耐震改修促進計画」に基づき、次に定める対策を推進する。

##### (1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

##### (2) 市所有施設の耐震強化



防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとし、防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

### (3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

### (4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

## 2. 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建築物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

## 3. 一般建築物の耐震性確保

耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断を促進する。

## 4. 工作物等の安全対策

広告塔、電柱、自動販売機等の工作物の落下・転倒等の防止について、広く市民の認識を深めるとともに、安全対策の促進を図る。

## 5. 家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚の家具及び窓ガラス等、ブロック塀等、書棚等の地震時における転倒、飛散による被害を防止するため適正な防止方法について、広報誌等により市民への啓蒙、普及を図る。

## 6. 関係団体等との協力

県及び一般社団法人高知県建築士事務所協会、工務店等の関係団体と協力して、耐震診断・改修、家具等の転倒防止対策の促進指導、広報活動を行うとともに、講習会の実施等による技術者の育成に努める。

## 第7節 防災施設等の整備計画

火災の発生や建物の倒壊、また防災施設等における災害を予防し、又は軽減するために、予防対策として、次のとおり整備計画を定める。

また、整備計画の具体的推進のため、防災関係施設等における防災事業については、個別に担当課において定めるものとする。

### 1 施設の整備計画

#### 1. 防火計画

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては、大火災に進展する可能性がある。

このため、防災のため、避難地としての都市計画公園の実現並びに避難ルートとしての道路の整備を行う。

また、都市防災からみた建物の不燃性や耐震性を推進することが重要であり、不燃性については、防火地域等における建築物の不燃化を期するとともに、周辺地域の防災化の促進を併せて行

う。

耐震性については、耐震改修促進法に基づく制度の活用を図るための指導と啓発を行い、当該地域の建築物の耐震化の推進に努める。

## 2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、震災時の避難場所や防火活動拠点、復旧復興拠点として重要な施設であり、あわせて延焼阻止空間としても有効な役割を果たすものであり、これらの整備促進を図る。

## 3. 道路・橋・港湾の整備

道路は、避難、消火、救急等の緊急活動のほか、地震火災における延焼阻止にも有効である。

このため、災害予防対策として、既存道路の機能確保という側面も照らし合わせ、地震・津波が発生した場合においても壊滅的な損傷を受けることのない道路構造の構築、点検、耐震補強等の実施など災害に強い道路網の整備を行う必要がある。

また、津波浸水区域等を考慮した災害対策本部や須崎消防署、警察等からの緊急輸送道路への多重的な連結や広域連携を視野に入れた道路整備が必要である。

橋梁については、基本的に河川改修と並行して整備の促進を図ることとするが、避難経路や集落等への連絡機能、緊急輸送道路への連結等を勘案した、耐震診断・耐震改修が必要である。

港湾については、「須崎港港湾計画」による津波に対する防災対策としての事業に関連した港湾整備を推進するなかで、大規模地震災害時の緊急避難及び物資輸送等に活用できる耐震バース機能の整備の促進を図る。

## 2 公共施設等の整備点検計画

### 1. 防災上重要な建築物である市の施設が直接被害を受けると、避難、救援救護、復旧対策等に重大な影響を生じる。

これらの建築物については、地形・地盤の立地条件及び建物構造・階高・建築後経過年数等から、地震時における安全性について、耐震性の強化、確保に努める。

そのためにも、関係各課において、防災性能の向上のため調査研究を行うとともに、県、その他の研究機関による調査研究を参照にし、次の方策について推進していく。

- (1) 既設建築物の耐震性の点検
- (2) 新設建築物の耐震力の検討
- (3) 全市有施設の防災体制の整備
- (4) 地震防災緊急5箇年計画による公共施設の整備

## 3 防災施設の整備計画

### 1. 消防施設の整備計画

消防計画の定めにより、地震発生時に予想される火災から、被災地住民の生命、財産を守るため、現有の消防力の強化と併せて、消防水利施設（耐震性貯水槽等）の整備を図る。

### 2. 情報伝達・収集体制の整備

多様な情報伝達を充実するために、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や防災行政無線と併せて、携帯端末の緊急速報メールやケーブルテレビ局の災害データ放送等により情報の伝達を行うための整備を図るとともに、その機能が確保されるように停電対策を講じるなど、情報伝達の多重化・多様化に努めるものとする。

## 4 防災倉庫の整備及び物資の備蓄計画

### 1. 防災倉庫の整備

備蓄物資の収納場所は補給基地として、各地域に分散配置する。

## 2. 物資の備蓄

備蓄物資については、長期保存食、毛布、発電機、トイレ、テント等数多く考えられるが、緊急度、重要度の高いものから、最低限の備蓄に努め、充実を図って行かなければならない。

しかし、あらゆる種類の物資や食料を備蓄することは、維持費や管理費など財政上の問題もあり、優先度の高い備蓄物資の量や種類を検討し、当面は被害想定における避難生活者数の1日分の物資を計画的に備蓄する。

また、災害時の必要物資については、救護の状況により、質、量とも大きく変わることになり、あらかじめ、流通備蓄等による計画を検討するとともに、関係団体や業者との間で協定を締結するなどして、物資の優先的供給を確保できるよう民間協力体制を整備するものとする。さらに、各家庭における3日分程度の飲料水、食料等の備蓄を行なうよう周知する。

## 第8節 津波災害予防計画

須崎市においては、過去に幾度となく津波により大きな被害を受けている。海岸線が長くリアス式海岸であり、津波が来襲すれば大きな被害が予想される。

そういったことより、津波災害予防対策を進めるにあたっては、「減災対策、多重防御と漂流物対策」を基軸に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の津波、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらすレベル1の津波、これら二つのレベルの津波を想定し取り組みを進めることとする。

レベル2の津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸とした総合的な津波対策を推進する。

レベル1の津波に対しては、生命を守ることに加え、財産の保護と地域の経済活動の安定化を図るための施設整備を進める。

また、被害の未然防止と軽減のため、津波に関する知識の普及、危険区域の把握に努めると共に、関係機関、住民等と協力し、津波被害の予防に努める。

### 1 津波警報等と地震及び津波に関する情報の伝達体制

#### 1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

##### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられている恐れがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

また、沖合や沿岸における津波観測成果を基に、必要な場合には、津波警報等を更新して発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	

				表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水する恐れがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## (2) 津波警報等の留意事項等

- ①沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ②津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ③津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 2. 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

ただし、緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

## 3. 特別警報

気象庁は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の2に基づき、次のときに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

- ①津波については、高いところで3メートルを超える津波が予想される場合。「大津波警報」
- ②地震については、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。「緊急地震速報」(震度6弱以上を予想したもの)

## 4. 地震情報

地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)の発表は気象庁からの通報に基づき、次のときに地震に関する情報を発表する。

- ① 高知県で震度1以上が観測されたとき。
- ② その他、地震に関する情報の発表が必要と認められたとき。

地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

## 5. 津波情報

(1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、26頁（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ア. 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ. 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア. 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ. 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ. ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より

沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

## (2) 津波情報の留意事項等

### ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

ア. 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

イ. 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

### ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

ア. 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

### ③ 津波観測に関する情報

ア. 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

イ. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。

#### ④ 沖合の津波観測に関する情報

ア. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

イ. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### 6. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

#### 7. 海面監視等

強い地震（震度4程度以上）を感じたときや、津波注意報、警報が発表されたときは、直ちに海面の異常を観測することができるよう、消防機関において海面監視人を選定し、監視態勢の維持を強化する。また、海面監視をする安全な監視場所について選定しておくとともに、津波到達予測時間等を考慮した退避ルールを確立すること。

なお、潮位の変化を正確に把握するため、検潮器の整備を図るものとする。

#### 8. 住民による対策

津波浸水危険地域の住民は、避難優先が原則である。強い地震を感じたときや、津波注意報、警報が発表されたときは無論のこと、情報や市からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、高台等に避難するなど、住民自身が自発的な行動をとるよう周知徹底に努める。

### 2 津波防災知識の普及啓発

津波が発生した場合、津波危険地域では迅速・的確に避難を行うことが最も重要で、津波の危険性や避難方法等を広報活動や避難訓練等を通じ市民に啓発するものとする。また、地域住民に対して、広報誌等を活用し、津波警報等に関する次のことの周知徹底を図る。

- (1) 強い地震を感じた時、弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、すぐ海浜から離れること。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて入手すること。
- (3) 地震を感じなくとも、津波情報が発表されたら沿岸の危険な区域にいる人は、直ちに避難すること。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- (5) 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報や注意報解除まで気をゆるめないこと。

### 3 津波防災施設の整備点検

#### 1. 津波防波堤の整備対策

須崎、大間地区については、過去の津波で大きな被害を受けており、また、須崎港には多くの



貯木場があり、予想される南海トラフ地震に対応する耐震性のある港湾整備を進める等のため、須崎港港湾計画及び須崎港BCPに基づき対策を推進する。

## 2. 海岸施設の整備点検対策

沿岸地域の防潮堤については、必要に応じて整備を図ると共に、既設の海岸防潮堤等については、関係機関等と協議検討し、改修の検討や地震により津波到達前に機能を損なうことがないよう耐震対策を推進する。

また津波が海岸防潮堤等を越流した場合でも、施設の効果がねばり強く発揮できるための対策の検討を行う。

水門・陸閘等については、地域における状況等を勘案し、常時閉鎖や統廃合を進め、廃止できない水門・陸閘等については階段の設置や自動化等を促進する。

木材や漁船等の流失防止対策については、木材の固縛や津波漂流物捕捉施設等の整備を図り、津波漂流物対策を推進する。

### (1) 災害防止の方法

各貯木場においては、貯木の流動を防止するため、ワイヤーロープ、非常用ロープ、流出防止柵等の設備を行い、流出防止に万全を期すものとする。特に、津波予警報の把握については迅速かつ正確に行い、事前に的確な措置を講じるものとする。

### (2) 事前措置

- ①貯木状況及び現在量の把握並びに必要時の管制
- ②流出防止対策の指導
- ③災害時における危険箇所の想定とこれに対する対策の策定
- ④流出防止措置の確認

## 3. 漂流物及び津波火災対策

津波からの避難、そしてその後の復旧、復興を考慮した漂流物対策を推進するとともに、港湾施設の重油タンクや船舶から漏れ出した燃料、流出した車両などが漂流し、津波浸水域での火災も想定されることから計画的に対策を講じるものとする。

## 第9節 土砂災害の予防計画

本市の地勢、地質、地盤の実態を、国土交通省の指導により概ね5年ごとに行う全国一斉急斜地崩壊危険箇所総点検などで、最新の地域の把握に努め、これらの基礎資料に基づき十分に調査し、地震の発生に伴う土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地崩壊）の危険が予想される箇所を把握するとともに、避難体制づくり、崩壊防止工事等、関係機関と密接な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとし、次のとおり計画する。

### 1 土砂災害危険予想箇所の把握

危険予想箇所については、本市独自の調査を実施し、特に危険が予想される箇所については、早急に対策を講じるとともに、市民にも公表し注意を促し、避難体制を徹底する。

また、関係行政機関等とも合同調査を行い、特に危険な箇所については、その対策について、関係機関に働きかけるとともに、巡視警戒に当たるものとする。

### 2 土砂災害防止工事の実施

個人財産は各人が守ることが原則であり、人家を守るための防災工事を実施することも本来個人の責務であるが、公共性が強く一定の要件を備えている場合は、国庫補助等により崩壊防止工事が実施されることになるので、関係機関との連携を密にし、安全で安心できる基盤整備実施

の促進を図るものとする。

### 3 危険予想箇所の周知

住民に対し、土砂崩れ等の災害予想危険地区である急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域について、それぞれの区域を表示する標識を設置するとともに、高知県が実施している土砂災害警戒区域の指定により須崎市が作成した土砂災害ハザードマップや広報誌等で災害危険予想箇所の周知に努める。

### 4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害危険予想箇所のうち、県が進める土砂災害警戒区域の指定による指定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は資料15のとおり。

## 第10節 孤立化対策の予防計画

災害の発生により道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめ想定し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策を次のとおり計画する。

### 1 災害時孤立化想定地域の状況

孤立化の恐れがある地域の発生要因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが津波による浸水や損傷、道路への土砂堆積による場合」が多くを占める。

### 2 孤立化想定地域への対策推進

#### 1. 通信手段の確保

(1) 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

(2) 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し、公共施設の屋上等へのヘリサインの整備や住民側から送る合図を定めるなど、その方法をあらかじめ周知する。

(3) 孤立化の恐れがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

#### 2. 避難先の検討

集落内に指定避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

#### 3. 救出方法の確認

孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（飛行場外離着陸場等）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

#### 4. 備蓄の推進

孤立化の恐れがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。また、備蓄にあたっては井戸水等の活用など、集落単位での備蓄に努めるものとする。

#### 5. 防災体制の強化

住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

## 第11節 緊急輸送体制の整備計画

災害時は、交通機関の混乱と道路の寸断等が予想されるため、緊急輸送に対応できる陸・海・空あらゆる手段を考慮した緊急輸送路ネットワークの確立と平常時から関係機関や団体に応援・協力を要請し、協定を結ぶなどの体制を整備する。

緊急輸送路には、陸上・海上・空路輸送路が想定されるため、陸路輸送拠点施設、接岸港、ヘリポートをあらかじめ指定し、これらと防災拠点施設や、医療機関施設等と接続する道路並びに応急活動を実施するための幹線道路を防災道路として指定する。また、道路寸断等も考慮し予備ルートについても検討する。市役所、高知県災害対策本部須崎災害対策支部、防災関係機関、消防施設、医療救護所、災害支援病院、緊急物資輸送船接岸港、災害対策用ヘリコプター発着場等を結ぶ路線を防災道路として指定する。

災害時は、緊急輸送に必要な車両が不足することが予想されるため、あらかじめ関係機関並びに関係団体に協力を要請し協定を締結する。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、輸送活動を円滑に行うため、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

## 第12節 ボランティア活動の環境整備計画

災害直後の災害応急活動から、被災者の生活の維持・再建等の復旧活動の過程に至るまでの間、一般市民や団体等による支援、協力が大きな役割を果たすことから、ボランティア活動が緊急的かつ効果的に対応できるよう、平常時から個人や地域の事業所及び自主防災組織等、幅広い防災ボランティアの体制整備に努め、次のとおり計画する。

### 1 活 動

1. 災害発生時に救援活動を行うボランティアを把握するものとする。
2. 市は、警察と協力して、被災地における各種犯罪、事故の防止、治安維持のためのボランティア関係組織、団体等と連携を図るとともに、地区の自主防災組織等と連携し訓練の実施を行う。
3. 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社など関係機関と協力し、平素より防災ボランティアを養成するとともに、被災者の自主支援活動が円滑に実施できるよう環境の整備に努める。

### 2 ボランティアに期待される役割

ボランティアが行う主な活動内容は、次のとおりとする。

1. 災害、安否、生活情報の収集、伝達
2. 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）の介護及び看護補助
3. 清掃
4. 炊き出し、その他災害救助活動
5. 救援物資の仕分け及び配布
6. 消火、救助、救急活動
7. 保健医療活動

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 組織計画

### 1 災害対策本部

#### 1. 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項及び須崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第13号）の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、災害対策本部に準じた体制を整え、災害応急活動を実施し事態の処理にあたるものとする。

##### (1) 設置及び解散の基準

###### ① 設置基準

- ア 市域で震度『4』以上の地震が発生した場合
- イ 『高知県』に津波警報、又は大津波警報が発表された場合
- ウ 市長が特に必要と認めた場合。

###### ② 解散の基準

本部長が、市域において災害が発生する恐れが解消したと認めた時、又は災害応急対策が、概ね完了したと認めた場合。

##### (2) 設置場所

災害対策本部は、須崎市総合保健福祉センター内及び須崎市役所本庁舎内に設置する。須崎市総合保健福祉センターが被災したときは、本部長の指定する場所に置く。また、庁舎が被災しても災害対策本部及び防災行政無線の機能が失われることがないように停電対策やシステム等のバックアップ対策を講じておくものとする。

##### (3) 設置又は解散した場合の周知

本部長は、災害対策本部を設置又は解散した場合は、直ちに次に掲げる機関等に通知等を行うものとする。

- ① 県知事に対する報告
- ② 防災関係機関への通知
- ③ 報道機関への発表
- ④ 報道機関等を通じた市民への周知

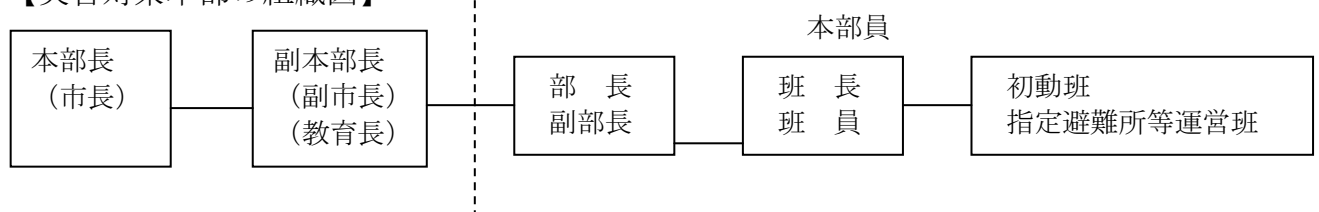
#### 2. 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営の方法については、「須崎市災害対策本部条例」の規定に基づき組織するほか、各課の日常業務を考慮し、災害に即応できるように定める。

##### (1) 災害対策本部の構成

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

#### 【災害対策本部の組織図】



部 局 名		班 名	班 長	班 員
総 務 部	部 長 総務課長	総 務 班	総務課長補佐	総務課（人事係・財政係）職員及び議会事務局職員
	副部長 税務課長 副部長 議会事務局長	調 査 班	税務課長補佐	税務課職員
渉 外 部	部 長 企画政策課長	情 報 班	企画政策課長補佐	企画政策課職員
	副部長 会計課長 副部長 選管事務局長 副部長 プロジェクト推進室長	広 報 班	プロジェクト推進室次長 会計課長補佐	プロジェクト推進室職員 会計課職員及び選挙管理委員会事務局職員
市民生活部	部 長 福祉事務所長	救援物資班	福祉事務所次長	福祉事務所（保護第2係）職員
	副部長 市民課長	食 糧 班	市民課長補佐	市民課職員
	副部長 環境保全課長	環境衛生班	環境保全課長補佐	環境保全課職員及び福祉事務所（保護第1係）職員
保健福祉部	部 長 健康推進課長	要配慮者対策班	長寿介護課長補佐	長寿介護課職員、福祉事務所（障害福祉係）職員及び子ども・子育て支援課職員
	副部長 長寿介護課長 副部長 子ども・子育て支援課長	医療救護班	子ども・子育て支援課長補佐 健康推進課長補佐	健康推進課職員
産 業 部	部 長 農林水産課長	商 工 班	元気創造課長補佐	元気創造課（商工観光係）職員及び監査委員会事務局職員
	副部長 監査事務局長 副部長 農委事務局長	農林水産班	農林水産課長補佐	農林水産課職員及び農業委員会事務局職員
応 急 部	部 長 建設課長	水 道 班	水道課長補佐	水道課職員
	副部長 水道課長	建 設 班	建設課長補佐	建設課（総務係・土木係・公共財産係・都市計画係）職員
	副部長 住宅・建築課長	住 宅 班	住宅・建築課長補佐	住宅・建築課（住宅管理係・資金管理係）職員
		建 築 班	住宅・建築課参事	住宅・建築課（建築営繕係）職員
教 育 部	部 長 学校教育課長	学校教育班	学校教育課長補佐	学校教育課（総務係）職員
	副部長 生涯学習課長	生涯教育班	生涯学習課長補佐	生涯学習課（生涯スポーツ係）職員
防 衛 部	部 長 消防署長	第1消防班	隊長	隊員
	副部長 消防副署長	初 動 班	当直隊長	当直隊員
	副部長 消防団長 副部長 消防副団長	第2消防班	各分団長	団員
地 方 部	部 長 元気創造課長	指定避難所等運営班	人権交流センター次長 各公民館長	元気創造課（元気創造係）職員、人権交流センター職員、生涯学習課（生涯学習係・青少年育成センター）職員、学校教育課（学校教育係）職員及び指定避難所等配備体制表の職員
事 務 局	事務局長 地震・防災課長	初 動 班	地震・防災課長補佐	地震・防災課（地震・防災係）及び総務課（総務管財係）

(2) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部職員を指揮監督する。

(3) 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(4) 部長

部長は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

部長の構成は、本部長が災害対策本部の組織を定めるところによる。

(5) 副部長

副部長は、部長を補佐し、部長に事故等あるときは、その職務を代行する。

(6) 班長・班員

班長・班員は、部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

班長・班員の構成は、本部長が災害対策本部の組織を定めるところによる。

(7) 災害対策本部事務局

災害対策本部に災害対策本部事務局を置き、次のとおり構成する。

① 事務局長

事務局長は、地震・防災課長をもって充てる。

事務局長は、本部長の命を受け、災害対策本部事務局の事務を掌理する。

② 事務局員

事務局員は、地震・防災課職員及び総務課職員と事務局長が指名する職員をもって充てる。

(8) 初動班

① 本部長は、勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、初動班を設置する。

② 初動班は、事務局長及び防衛部長が指名する職員をもって充てる。

③ 初動班は、災害対策本部の活動体制が整うまでの初期組織とし、注意準備体制の事務に従事する。

(9) 指定避難所等運営班

① 本部長は、災害発生初期（概ね発生から12時間程度）の指定緊急避難場所の運営及び指定避難所の開設と運営を行うため、避難場所運営班を設置する。

② 指定避難所等運営班は、地方部長及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

③ 指定避難所等運営班は、指定緊急避難場所1箇所あたり概ね2名体制とし、指定避難所については避難収容人数に応じて配備するものとし、地震・津波災害指定避難所等運営班配備体制表の職員を基本に、指定緊急避難場所の運営及び指定避難所の開設と運営の事務に従事する。

(10) 各部の組織並びに分掌事務

災害対策本部に部を、部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、次のとおりとする。

部 名	班 名	所 掌 事 務	体制時間
総 務 部	総 務 班	職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		市庁舎等の被害調査及び応急復旧に関すること	発生～30分
		施設の保全に関すること。	発生～30分
		部門内の総合調整に関すること。	30分～1時間
		公用車の管理及び配車に関すること。	1～24時間
		緊急資材、物品の調達に関すること。	24～72時間
		災害見舞金、視察者に関すること。	72時間～
		災害関係経費の支出に関すること。	72時間～
		災害の予算編成、財政関係に関すること。	72時間～
		義援金品の受付、配分に関すること。	72時間～

	調 査 班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		被災者並びに被災状況の調査に関する事。	24～72時間
		罹災証明の発行に関する事。	72時間～
		災害に伴う税の減免に関する事。	72時間～
		応急救助及び危険箇所の調査に関する事。	72時間～
渉 外 部	情 報 班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		情報の収集、伝達、記録整理に関する事。	30分～1時間
		部門内の総合調整に関する事。	30分～1時間
		災害関係の取りまとめ及び報告に関する事。	1～24時間
		災害記録の作成に関する事。	24～72時間
	広 報 班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		災害関係の広報に関する事。	30分～1時間
		報道機関への情報提供、連絡調整に関する事。	1～24時間
	市民生活部	救援物資班	職員の動員、配備に関する事。
部門内の総合調整に関する事。			30分～1時間
義援・救助物資の確保・受入れ・輸送・配給に関する事。			1～24時間
災害援護資金の貸付けに関する事。			72時間～
食糧班		職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営（食糧運営）に関する事。	1～24時間
		被災者、救助活動者に対する食料の供給（炊き出し）に関する事。	1～24時間
		食糧の確保に関する事。	1～24時間
		被災市民の相談に関する事。	24～72時間
環境衛生班		職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		遺体収容所の開設（確保）に関する事。	1～24時間
		埋火葬に関する事。	1～24時間
		ゴミ収集車両の配備編成に関する事。	24～72時間
		被災地の清掃、消毒に関する事。	24～72時間
			し尿の非常処理計画に関する事。
保健福祉部	要配慮者対 策班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		要配慮者、福祉施設、保育園の被害調査等に関する事。	30分～1時間
		福祉避難所に関する事。	24～72時間

	医療救護班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		部門内の総合調整に関する事。	30分～1時間
		医療救護活動の総合調整に関する事。	発生～30分
		薬業協会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。	1～24時間
		医療品、衛生材料等との調達、保管に関する事。	1～24時間
		傷病者の収容看護に関する事。	24～72時間
		被災者の衛生状態の調査に関する事。	72時間～
		被災地の防疫等、保健衛生活動に関する事。	72時間～
産 業 部	商 工 班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		観光施設等の被害調査に関する事。	72時間～
		被災商工業者に対する融資等に関する事。	72時間～
		商工施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。	72時間～
	農 林 班	職員の動員、配備に関する事。	発生～30分
		部門内の総合調整に関する事。	30分～1時間
		農地・農業施設及び林業施設の被害調査及び災害対策に関する事。	72時間～
		農畜産物の被害調査及び災害対策に関する事。	72時間～
		耕地の排水対策に関する事。	72時間～
		被災農林業者に対する融資等に関する事。	72時間～
	水 産 班	水産・漁港施設の被害調査及び災害対策に関する事。	1～24時間
		被災漁業者に対する融資等に関する事。	72時間～
応 急 部	建 設 班	職員の動員、配備及び情報収集に関する事。	発生～30分
		部門内の総合調整に関する事。	30分～1時間
		障害物の除去、道路交通網の確保に関する事。	1～24時間
		建設業者への応援要請に関する事。	1～24時間
		災害対策用機材の確保に関する事。	1～24時間
		急傾斜地の崩壊対策に関する事。	1～24時間
		交通規制等応急交通対策に関する事。	1～24時間
		公園施設の被害調査及び災害対策に関する事。	1～24時間
		土木施設の被害調査及び災害対策に関する事。	24～72時間
		土木施設の災害応急・復旧対策に関する事。	24～72時間
		下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。	1～24時間
		下水道施設の災害応急、復旧対策に関する事。	1～24時間



		排水施設の運転管理に関すること	1～24時間
	水道班	職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		応急給水対策に関すること。	1～24時間
		水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。	24～72時間
	住宅班	職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		市営住宅の応急対策に関すること。	1～24時間
	建築班	被災住宅の応急対策に関すること。	72時間～
教育部	学校教育班	学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。	発生～30分
		職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		児童生徒の避難対策に関すること。	発生～30分
		被災児童生徒の救護に関すること。	1～24時間
		被災学校施設及び被災児童の授業に関すること。	72時間～
		災害救助法に基づく学用品の給与に関すること。	72時間～
	生涯教育班	生涯教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。	発生～30分
		職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		部門内の総合調整に関すること。	30分～1時間
		文教関係義援金の受理及び配分に関すること。	72時間～
防衛部	第1防衛班	情報収集、巡視警戒に関すること	発生～30分
		防災、人命救助に関すること	1～24時間
		応急救助及び危険箇所の調査に関すること。	1～24時間
		消防、水防、その他災害応急措置に関すること	24～72時間
	初動班	避難指示、誘導に関すること	発生～30分
	第2防衛班	情報収集、巡視警戒に関すること	発生～30分
		避難指示、誘導に関すること	発生～30分
		防災、人命救助に関すること	1～24時間
		応急救助及び危険箇所の調査に関すること。	1～24時間
		消防、水防応急措置に関すること	24～72時間
地 方 部	避難場所運営班	管内情報の収集、報告、本部との連絡に関すること。	発生～30分
		消防分団との協調及び管内巡視に関すること。	発生～30分
		避難命令、指示の伝達に関すること。	発生～30分
		本部に対する応援要請に関すること。	30分～1時間
		指定避難所（学校、公民館等）の開設に関すること。	発生～30分
		指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営に関するこ	1～24時間

		と。	
		管内被害の速報に関すること。	1～24時間
		管内危険箇所の応急対策に関すること。	24～72時間
事務局	初動班	本部長の指示、命令に関すること。	発生～30分
		職員の動員、配備に関すること。	発生～30分
		災害対策本部の運営に関すること。	発生～30分
		情報の受領、伝達に関すること。	発生～30分
		通信機材の被害調査及び応急復旧に関すること。	発生～30分
		県ならびに関係機関との連絡調整に関すること。	30分～1時間
		他の公共団体等への応援要請に関すること。	1～24時間
		その他災害対策全般に関すること。	1～24時間
		災害救助法の申請に関すること。	1～24時間
		自衛隊の災害派遣の要請に関すること。	1～24時間
		防災無線の保守管理に関すること。	1～24時間
		連絡会議に関すること。	1～24時間

①各部各班の任務は、本配備表の通りであるが、業務の緊急性に応じ、本部長の指示により随時他の部及び班の業務を応援するものとする。

②各部各班の任務は、主たる任務に掲げるもののほか、須崎市行政組織規則（昭和46年須崎市規則第16号）に定める事務分掌より処理するものとする。

③災害の規模により、この配備によることが実情に適合しないと認める場合は、部長において本部長の承認を得て班の編成替え及び職員の増減を行うことができる。

④この配備表に定めない事項で、必要があると認められるものについては、災害対策本部会議（本部長、副本部長並びに部長で構成）で決定する。

なお、軽易な事項については、各部長において専決処分することができるものとする。

#### (11) 災害対策本部会議

災害応急対策の実施について協議するため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

##### ①構成

災害対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部長が指名する職員をもって組織する。

##### ②所掌事務

災害対策本部会議の所掌事務は、別に定める。

##### ③招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長にあたる。

## 2 組織動員計画

### 1. 動員計画

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の態様、規模を勘案し、必要な人員を動員配備する。

動員指令は、災害対策本部開設前には市長の、開設後には本部長の命によって行うもの

とする。

## 2. 配備体制

職員の配備体制については、以下のとおりとする。

### (1) 注意準備体制

市域で震度「3」の地震が発生した場合及び津波注意報の発表、又は遠地地震が発生し、津波の発生が予想される場合に設置する。

課名	情報収集事務	所掌事務
総務課	市庁舎等被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事 部門内の総合調整に関する事
税務課	人的被害情報、住宅被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事
企画政策課 プロジェクト 推進室	市営交通施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 情報の収集、伝達、記録整理に関する事。 部門内の総合調整に関する事。
環境保全課	衛生施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。
福祉事務所 子ども・子育て 支援課	保育施設被害情報の収集 児童・職員等被害情報の収集 社会福祉施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 部門内の総合調整に関する事。
長寿介護課 健康推進課	社会福祉施設被害情報の収集 高齢者福祉施設被害情報の収集 医療施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 要援護者、福祉施設の被害調査等に関する事。 医療救護活動の総合調整に関する事。 部門内の総合調整に関する事。
農林水産課	商工関係施設被害情報の収集 海岸・港湾・漁港施設被害情報の収集 農業施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 部門内の総合調整に関する事。 被害調査及び災害対策に関する事。
建設課	土砂災害等の被害情報の収集 河川、道路、橋梁等の被害情報の収集 下水道施設・排水施設の被害情報の収集 交通規制情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 部門内の総合調整に関する事。 被害調査及び災害対策に関する事。
水道課	水道施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 応急給水対策に関する事。
住宅・建築課	市営住宅施設被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 応急対策に関する事。
学校教育課	学校・社会教育施設等の被害情報の収集 生徒・教員等被害情報の収集	職員の動員、配備に関する事。 部門内の総合調整に関する事。 被害調査及び災害対策に関する事。
元気創造課	指定緊急避難場所及び指定避難所施設 等の被害情報の収集	管内情報の収集・報告、本部との連絡に関する 事。 部門内の総合調整に関する事。 指定緊急避難場所の管理運営及び指定避難所（学 校、公民館等）の開設・管理運営に関する事。
地震・防災課 (消防署)	災害情報の収集・本部長への報告	災害対策本部移行に関する事。 被害調査及び応急復旧に関する事。 情報の受領、伝達に関する事。 本部長の指示、命令に関する事。 県並びに関係機関との連絡調整に関する事。避 難命令、指示の伝達に関する事。

## (2) 非常配備体制

市域において災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生したときは、非常配備体制表に従い速やかに職員を配備するものとする。

## (3) 非常配備動員の基準等

配備区分	配備基準	配備対象職員	
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度「3」の地震が発生した場合</li> <li>・「高知県」に津波注意報が発表された場合</li> <li>・遠地地震が発生し、津波の発生が予想される場合</li> </ul>	地震・防災課職員 関係課職員	
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠地地震による津波注意報が発表され、津波到達まで時間的余裕がある場合</li> <li>・県内、県外自治体への応援活動が必要な場合で特に市長が必要と認めた場合</li> <li>・その他、市長が必要と認める場合</li> </ul>	災害対策本部 各部長	
災害対策本部の設置	1次配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度「4」の地震が発生した場合</li> <li>・「高知県」に津波警報が発表された場合</li> <li>・市長が特に必要と認めた場合</li> </ul>	非常配備体制表 1次配備職員
	2次配備 (厳重警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度「5弱」以上の地震が発生した場合</li> <li>・「高知県」に大津波警報が発表された場合</li> <li>・地震により災害の発生が予想される場合又は発生する恐れのある場合</li> <li>・市長が特に必要と認めた場合</li> </ul>	非常配備体制表 2次配備職員 (全職員)

## 3. 配備職員の動員

### (1) 勤務時間内の対応

災害対策本部事務局は、配備基準の要件となる情報を受信した場合は、市長（本部長）において部長会議を招集し、各配備区分による配備体制を伝達し、出動を命ずるものとする。

#### 1次又は2次配備指令

1次又は2次配備に係る配備基準情報が伝達された場合、1次又は2次配備を構成する各部・部門の班長は、あらかじめ指定した職員に配備を指令する。

### (2) 勤務時間外の対応

市長（本部長）の命を受けて地震・防災課長（事務局長）は、関係課長（各部長）に登庁を求め、状況を検討して各配備区分に従い、各副部長及び各班長を招集する。招集命令を受けた班長は、各班員を迅速に招集する。

### (3) 職員の参集場所

参集場所は災害対策本部又は各配備部署とし、参集できない場合は各自の居住地又は最寄りの地方部又は指定緊急避難場所とする。

### (4) 参集した職員の確認等

各部長は、各班長から参集した職員の氏名の報告を受けて後、総務部長まで報告しなければならない。

### (5) 参集できない場合の指示

招集命令を受けた職員が、道路事情その他の事由により参集することができない場合は、所属部長又は班長にその事由を報告し、指示を受けるものとする。

### (6) 招集の方法等

第1次、第2次配備命令の伝達は、防災行政無線、サイレン、電話、メール招集によるものとするほか、テレビ、ラジオを利用して招集することがある。

## 4. 被害の調査並びに報告

(1) 各部長は、被害の把握、処理すべき任務並びに業務について、被害の状況を調査し、総務部

長に報告しなければならない。また、報告書は、別に定める様式によるものとする。なお、被害調査については、必要に応じ他の部長等に協力を求めるものとする。

- (2) 通信手段の途絶等により、被害情報等の報告が十分なされない場合は、県に調査のための職員の派遣やヘリコプター等の機材の協力を求めるなど、各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

## 第2節 避難指示（緊急）及び避難誘導計画

地震発生後の災害時における住民等の生命・財産等の安全を確保するため避難指示（緊急）の発令等については、特に重要であり時機を失しないよう留意するものとし、迅速かつ的確に指定緊急避難場所の運営及び指定避難所等を開設し、そのほか避難に必要な措置と運営についての措置を定める。

なお、遠地地震による津波に対しては、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」や「津波情報」を検討し、避難準備情報、避難勧告等を発令するなど、必要な措置を講じるものとする。

### 1 避難指示（緊急）

市長は災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きの避難指示（緊急）を行うものとする。

実施責任区分は、次表のとおりであるが、市長の行う避難指示（緊急）については緊急を要する場合が当然予想されるので、市職員及び消防職員等が避難指示（緊急）を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることを考慮するものとする。

実施者	種類	災害の種類	措置及び方法	根拠法
市長	避難指示（緊急）	災害全般	1. 地震が発生した場合は、直ちに全力をあげて被害の状況把握に努める。 2. 危険地帯の住民に対して、避難のための速やかな立ち退きの避難指示（緊急）をする。 3. 事態の状況により危険となった地域に対して、避難先を明示して避難指示（緊急）をする。 4. 職員等を派遣し、指示の周知・徹底に努め避難場所へ誘導する。	防災基本計画 災害対策基本法 第60条 地方自治法 第153条第1項
警察官 海上保安官	避難指示（緊急）	災害全般	1. 管内の避難場所の実態を勘案し、避難指示（緊急）し誘導する。 2. 上記の措置を講じたときは、市長に通知する。 3. 管内地域の状況把握に努め、危険が切迫していることを認めたときは、直ちに避難指示（緊急）する。	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた吏員	避難指示（緊急）	洪水 高潮 地すべり	1. 沿岸、河川の水害危険地域の住民に避難指示（緊急）の周知徹底に努め、所定の避難場所に誘導する。 2. 地すべりを発見し、又は地すべりが予想される異常現象を発見したときは、危険地域の住民に対して、避難指示（緊急）の周知・徹底する。	水防法 第29条 地すべり等防止法 第25条

自衛官	避難指示 (緊急)	災害全般	※ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難指示（緊急）の指示を行うことができる。	自衛隊法 第94条
-----	--------------	------	--	--------------

## 2 避難指示（緊急）が発せられる場合

市長は、地震・津波災害が発生し、または発生する恐れがある場合に危険地域又は区域の住民に対し避難指示（緊急）を行う。

## 3 避難指示（緊急）の発令基準

避難指示（緊急）の発令基準は次表のとおりとするが、遠地地震による津波に対しては、この基準によるものの他、別途定める。

発令種別	発令基準
避難指示 (緊急)	1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。） 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

※津波注意報が発表された場合は、海岸堤防等より海側にいる者に対して避難指示（緊急）を発令する。

## 4 避難指示（緊急）の実施

避難指示（緊急）は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

### 1. 避難指示（緊急）の市民への伝達事項

- (1) 避難指示（緊急）の発令者
- (2) 対象地域又は地区
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示（緊急）の理由
- (6) その他の注意事項

### 2. 避難指示（緊急）の伝達方法・手段

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、防災行政無線の放送により伝達する。
- (2) 広報車、消防車両、職員等により伝達を行うとともに、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により直接、勧告・指示を伝達する。
- (3) テレビ、ラジオ等により避難指示（緊急）の周知を図るため、報道関係機関に依頼し伝達する。
- (4) サイレン等による伝達
- (5) 伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (6) 住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。

## 5 避難指示（緊急）の報告

- (1) 市長が、避難指示（緊急）を行った場合は、知事へ報告するとともに、必要な場合は、所轄の警察署に通報するものとする。
- (2) 市長以外の者が、避難指示（緊急）を行った場合は、直ちに市長に報告し、市長は報告を受理した後、(1)に準じ報告するものとする。

## 6 避難方法、誘導・支援等

1. 避難方法、誘導等は須崎市津波避難計画及び各地域の津波避難計画に基づき計画するものとする。特に、災害時要配慮者の避難方法について、徒歩避難を基本とするが、地域の実情に応じて最小限の車両の活用ルールを検討し、災害時要配慮者避難支援計画の個別支援計画に基づき避難支援者とともに避難訓練の実施により避難経路、要配慮者避難目標地点、緊急避難場所及び避難所等を指定するものとする。
2. 避難誘導・支援等は、各関係機関及び団体等で定められたマニュアルに基づき、避難誘導者・支援者自身の安全に留意して活動を実施する。
3. 避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えるものとする。

## 7 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等

1. 災害の発生が予想される場合や避難勧告等により、住民が指定緊急避難場所へ避難を開始した場合は、直ちに担当職員を派遣し、避難行動の支援や指定緊急避難場所の運営等の措置を行う。また、動物の同行避難ができる避難所についても開設に努める。
2. 災害により住居を失った被災者を収容する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所及び災害の状況を考慮し、地域性に応じて選定・指定を行い、直ちに担当職員を派遣し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設する。また、避難施設の使用等について、あらかじめ施設管理者と協議するなど、指定避難所開設及び運営等のマニュアルを作成し、訓練に努めるものとする。なお、マニュアルについては、被災者の生活の場となることを踏まえ、良好な生活環境が確保される事項を記載するように努めるものとする。

## 第3節 災害時応援要請計画

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは、住民の生命・財産の保護など十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策についての措置を定める。

### 1 防災関係機関等に対する応援体制

本部長は、地震の規模や災害の規模、及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧活動を実施するにあたり、本市だけの対応では困難と判断した場合は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関等に対して応援要請を行なうものとする。

#### 【防災関係機関応援要請の体系】

- (1) 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあっせん）
- (2) 災害対策基本法第68条（都道府県知事に対する応援の要求等）
- (3) 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- (4) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- (5) 地方自治法第252条の17（地方公共団体相互間の職員派遣）

- (6) 消防組織法第39条（市町村の消防の相互応援）
- (7) 災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）
- (8) 自衛隊法第83条（災害派遣）

## 2 応援（派遣）要請

災害時に、県、他市町村、関係機関等に対し、応援（派遣）の要請を行う場合は、下記の必要事項のほか、関係法令若しくは協定書に記載された事項に基づき行うものとする。

1. 災害の原因及び被害の状況
2. 必要とする応援（派遣）の内容及び理由
3. 必要とする応援（派遣）の人員、資機材、期間、場所
4. 応援（派遣）場所及び応援（派遣）場所への経路
5. その他必要な事項

## 第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合は、住民の生命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ、市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

また、本部長は、この要求ができない場合は、この旨及び本市の災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

### 1 災害派遣部隊の受入れ

県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し災害派遣部隊の受入れに万全を期する。

1. 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を確保すること。
2. 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
3. 部隊到着後速やかに活動が開始できるように、派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保についての計画を立てること。
4. ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等着陸に必要な準備をすること。

### 2 災害派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

なお、派遣部隊到着後必要に応じて次の事項を県に報告する。

1. 派遣部隊の責任者の職、氏名
2. 隊員数
3. 撤収予定日時
4. 従事している作業内容及び進捗状況

### 3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事



に対して撤収要請を行なう。

なお、撤収要請を行なう場合には、次の事項を明らかにする。

1. 災害の終末又は推移の状況
2. 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
3. 撤収日時
4. その他必要事項

#### 4 費用の負担区分

1. 派遣部隊の装備及び携行品（食料・燃料・衛生材料等）以外に必要とする物品は、すべて市において負担する。
2. 市が必要品を所有していない場合において、部隊が使用した消耗品等は、部隊の回収に依ずる。
3. その他細部の経費の負担等については、あらかじめ市長と派遣部隊の長との間で協議する。

### 第5節 災害情報・被害状況の収集報告並びに伝達計画

#### 1 情報及び被害状況等の収集

災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と密接な連絡を取り、次の事項に重点を置き、全市的な被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、防災行政無線等により逐次災害対策本部に報告する。

1. 災害発生直後
  - (1) 庁舎、施設、設備等の損壊状況
  - (2) 周辺建物の倒壊状況
  - (3) 火災の発生状況、延焼状況
  - (4) 人命危険の有無及び避難の状況
  - (5) 住民の動向
  - (6) 避難の必要の有無及び避難の状況
  - (7) 被災者の状況
  - (8) その他災害対策上必要な事項
2. 災害発生後、数時間経過後
  - (1) 被害状況
  - (2) 災害に対し既に行った措置
  - (3) 災害に対し今後取ろうとする措置
  - (4) その他災害対策上必要な事項

#### 2 情報の収集・伝達

災害時における情報の収集・伝達は重要であり、「高知県総合防災情報システム及び公共情報コモンズ」並びに防災行政無線等の活用により的確に早く収集するように努める。

1. 气象台、その他関係機関の発する予報等は、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は地震・防災課または当直者が受領し、内容に応じた適切な対応をとる。そして、必要に応じ勤務時間内では庁内放送または、出先機関へ伝達し、時間外では、あらかじめ定められた者（防災担当者）に伝達する。なお、気象通達は、高知県からの一斉通報により消防署において受領する。
2. 孤立地域や指定緊急避難場所及び指定避難所等の情報収集は、簡易無線機、衛星携帯電話等

により行うとともに、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用した情報収集手段の整備を図る。

3. 地震・防災課長は、前述の予報等を受領し、必要と認める場合は速やかに市長、副市長、各部長及び消防長に報告するとともに関係各課へ伝達する。地震・防災課長から伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた措置を講じるとともに関係出先機関へ伝達する。

### 3 情報等の受領責任者

1. 各種の情報、対策の通報等の受領は、災害対策本部設置前は地震・防災課で行い、災害対策本部設置後は災害対策本部総務部で受領する。
2. 地区防災の拠点として、地方部が設置された場合、所轄区域内の災害に関する情報は、すべて災害対策本部に通報する。
3. 情報等の受領者は、速やかに上司に報告するとともに関係各部に連絡する。

### 4 情報の種類

情報の種類の主な物は、次のとおりである。

1. 避難の準備情報、勧告、指示
2. 避難の状況
3. 人的物的被害状況
4. 防災関係機関の防災対策の実施状況
5. 交通機関の運行及び道路状況

### 5 住民への周知

警戒情報が発せられたときは、住民の自主的な避難行動を促すため、直ちに防災行政無線、サイレン等により地域住民に伝達するものとする。また、多様な伝達手段を活用し、情報を提供する仕組みを構築する。

### 6 県知事への報告等

各部長は、災害対策本部解散にあたり、速やかに確定した被害状況、応急措置の状況及び損害見積額についてとりまとめ、文書で総務部長に報告する。その後において、市長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、「高知県地域防災計画」により行う。

1. 市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき並びに避難等応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。
  - (1) 発生日時
  - (2) 発生場所
  - (3) 被害の状況、応急措置の概要
  - (4) その他参考となる事項
2. 中間報告及び確定報告  
被害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度、報告するとともに、被害が確定したときは、遅滞なく確定報告を行うものとする。
3. 被害の分類認定基準  
被害状況等報告にかかる人及び住家、その他被害程度の認定は、災害救助法による被害状況認定基準による。

## 第6節 災害に対する広報活動計画

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえに非常に重要であり、報道機関並びに市民に対し、被害状況その他災害に関する情報を、迅速かつ的確に周知するよう応急対策についての措置を定める。

### 1 市民に対する広報

災害が発生し、又は発生が予想される場合にあっては、防災行政無線、広報車、報道機関、住民組織等を通じて次の事項を広報する。

1. 防災関係機関の体制並びに活動状況
2. 被害状況の概要
3. 気象、災害情報
4. 市民に対する協力要請及び災害防止等に必要な注意事項
5. 応急対策の実施状況
6. 避難準備及び勧告、指示
7. 避難場所等
8. 交通状況
9. その他必要と認める事項

### 2 報道機関に対する発表及び依頼

災害状況について適宜報道機関に発表するとともに、住民に対する避難準備情報、勧告、指示等、特に周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼する。

### 3 避難住民に対する広報

災害情報、生活情報等の情報伝達体制の整備を図る。

1. 災害時要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。
2. 指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

### 4 広報資料の作成

情報班は、各部と緊密な連絡を取り、災害状況及び応急処置の状況等の報告資料を写真、ビデオ等を中心に収集作成する。

## 第7節 災害警備計画

災害警備において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、災害の状況に応じて迅速かつ的確な警察活動を実施するものとする。

### 1 任務

1. 津波注意報・津波警報及び余震等地震関連情報の伝達
2. 被害実態の把握

3. 被災地住民の避難誘導
4. 負傷者の救出、救護及び行方不明者の捜索
5. 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
6. 死体の検視、身元確認
7. 民心の安定を図るための広報、相談受理等の諸対策
8. 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
9. 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
10. 県、市町村関係機関の行なう災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
11. その他必要な警察活動

## 2 警備体制

警察本部に、本部長を長とする「高知県警察地震災害警備本部」、被災地を管轄する署ごとに署長を長とする「署地震災害警備本部」を設置する。

## 3 社会秩序の維持活動

被災地で無人化した住宅街、商店街における窃盗犯や救援物資の輸送道路及び集積地における混乱、避難所等でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行なうものとする。

また、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事案、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の取締りを重点に行ない、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

## 4 その他の災害警備活動等

災害時におけるその他の警察活動は、「高知県警察地震災害警備基本計画」の定めるところによる。

## 第8節 救援・救護対策計画

大規模な災害により物資の調達や輸送を行うことが困難な場合にも確実かつ迅速に届けられるよう物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給活動計画の整備を図るものとする。

### 1 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害対策に従事する者等に対する応急食料等の供給並びに炊き出しについての措置を定める。

#### 1. 実施責任者

被災者及び災害対策に従事する者に対する応急食糧の供給並びに炊き出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

#### 2. 応急供給の対象

災害発生時における食糧の応急供給は、災害の状況について必要と認めた場合、被災者等に対し供給するもので、次の場合に行う。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
- (2) 供給機関による通常の供給ができない場合。
- (3) 救助作業及び応急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合。

#### 3. 応急供給品目

応急供給品目は原則として米穀とし、実情に応じて、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品とする。また、乳幼児のミルク、牛乳等の給与も配慮する。

#### 4. 食糧の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、又は県に対して協力を求めるものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月19日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づくものとする。

#### 5. 炊き出し

避難収容施設で炊き出し可能な施設又は市内の給食可能な施設に協力を要請し、炊き出しを実施する。市において実施が不可能な場合は、日赤奉仕団、婦人会等に依頼する。

### 2 飲料水供給計画

災害時において飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、供給するとともに飲料水の確保についての措置を定める。

#### 1. 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

#### 2. 給水方法

須崎市単独で実施困難な場合は、近接市町村、県その他関係機関の応援を求める。

水道班は、給水を迅速的確に行うために、関係部の協力を求めて実施する。

#### 3. 水道施設の応急復旧

水道施設を速やかに復旧し、飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等と十分連絡調整を行い、応急復旧要員の確保を図り、迅速な工事を実施するため、被害状況による応急復旧対策に万全を期す。大規模地震等の災害により水道施設の被害が発生し、本市だけでは対応できない場合は「日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱」に基づき応援要請する。

(1) 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講じる。

(2) 応急拠点給水、仮設配水管を布設し応急給水を速やかに行う。

(3) 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図る。

(4) 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行う。

(5) 応急復旧に必要な資機材の確保とともに、応急給水に必要な給水機器（浄水器）の完備や給水車の確保に務める。

#### 4. 広報活動

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、又は断水の恐れが生じたとき、住民に対して防災行政無線等により周知する。

### 3 被服等生活必需物資の供給計画

災害時における生活上必要な被服、寝具その他日用品等をき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与することについての措置を定める。また、生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、その際には、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

#### 1. 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

#### 2. 供給対象者

住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を

喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

### 3. 被服等生活必需物資の供給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) その他

### 4. 被服等生活必需物資の配付

被害程度及び世帯構成人員に応じて配給するが、地区民生委員等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

## 4 医療救護応急計画

被災地の住民に対し、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、「高知県災害時医療救護計画及び須崎市災害時医療救護計画」に基づき、医療機関や医療関係団体と緊密な連携を図り、医療（助産を含む）救護対策についての措置を定める。

### 1. 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

### 2. 医療救護活動

市災害対策本部は、災害拠点病院（須崎くろしお病院）、救護病院（高陵病院）等と連携し、被災現場及び医療救護所において、医療にあたるものとする。

### 3. 医療救護所の設置

被災の状況等を判断して、救護所の設置が必要と認められる時は、災害現場に医療救護所を設置する。

医療救護所設置場所は、資料16のとおりとし、災害規模等を考慮して、他の設置場所も検討・選定しておくものとする。

### 4. 医療救護チームの編成

医療救護チームは、医師、看護師及び医療救護所班員で構成し、それぞれの役割は次のとおりとする。

#### (1) 医師

医療救護の統括（業務全般）

#### (2) 看護師

負傷者の処置（トリアージを含む）

医薬品及び医療用資機材の管理

#### (3) 医療救護所班員

負傷者の記録等の整理

救護所の設営、管理、運営

連絡調整業務（情報収集を含む）

重傷者の搬送

各種報告書の作成

医薬品及び医療用資機材の管理・調達

### 5. 医薬品・医療用資機材の確保

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び医療用資機材は、市内医療機関の備蓄により対応するとともに、高知県薬剤師会高陵支部との「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づく供給申請を行い、調達するものとする。

### 6. 県等に対する応援要請

災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、高知県医師会、郡市医師会及び日本赤十字社高知県支部等に支援要請を行なう。

## 5 救急・救助計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し、その者を保護するための措置を定める。

### 1. 人命救助活動

災害対策本部が設置されている場合は、防衛部が出動する。災害対策本部が設置されていない場合は、消防署・消防団が出動する。

### 2. 救助に必要な資機材

原則として市が携行するとともに、必要に応じ、民間の協力等により、資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

### 3. 関係機関との連携

大規模災害時には、消防署や須崎市災害対策本部の活動が中心になるが、救助隊を組織できる関係機関等との連携が重要である。

このため、自衛隊、高知海上保安部、高知県警や救助用の建設資機材を有する建設業者、医療活動を行う医療機関との連携を密にして、的確な救助活動ができるよう体制の整備を図る。

### 4. 被災建築物・宅地の応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊及び宅地の崩壊による二次災害を防止するための措置を定める。

(1) 被災した建築物が安全かどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

(2) 被災した宅地が安全かどうかの判定活動について、判定実施計画を作成のうえ、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。また判定実施計画に基づき判定を実施するものとする。

## 6 輸送計画

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材、燃料等を迅速かつ確実に輸送するための措置を定める。

### 1. 輸送体制の確立

#### (1) 陸上輸送

##### ① 輸送手段の確保

- ア 市有車両の活用
- イ 民間車両の協力要請
- ウ JRの利用
- エ 自衛隊への支援要請
- オ 県への要請及び調達、斡旋依頼

##### ② 緊急輸送車両の確認

- ア 災害対策基本法第50条2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両
- イ 災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送車両は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定により、緊急輸送車両の確認後、県知事、公安委員会より、総理府令で定める様式の標章及び証明書の交付を受け、車両の前面の見えやすい箇所に掲示するものとする。

#### (2) 航空輸送

- ① 航空輸送は原則として、自衛隊への支援要請により行うものとする。

- ② 高知県の消防・防災ヘリの活用を行う。
- ③ 必要に応じ、民間機の協力要請を行う。
- ④ 県への要請及び調達、斡旋依頼を行う。

### (3) 海上輸送

陸路が途絶した場合、大量の被災者、緊急物資の輸送に際しては、自衛隊又は高知海上保安部の所属船に出動を要請するものとする。

## 2. 緊急輸送の内容

- (1) 医薬品、医療資機材
- (2) 食料、その他生活必需品
- (3) 応急復旧対策に必要な資機材、燃料
- (4) 災害対策要員の輸送
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

## 3. 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、各機関は燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

## 7 交通対策計画

災害により市の管理する道路施設が決壊、流出、埋没、その他により交通が途絶した場合の応急対策についての措置を定める。

### 1. 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、道路、橋梁について重点的に実施する。

#### (1) 道路の啓開等

道路管理者やその他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送道路の早期確保に努める。

また、併せてライフライン確保や応急対策等に必要道路等の啓開についても努めるものとする。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### (2) 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流失、埋没並びに橋梁の損傷等で、比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

#### (3) 応急対策が比較的長期の期間を要する場合は、一時的付替え道路を開設する。

#### (4) 応援要請

災害の状況により応急処置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とする場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行い、応急復旧を図る。

## 8. 行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬計画

災害による行方不明者・遺体の搜索、対応及び埋葬については、各機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行うものとする。

### 1. 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明者の搜索は、警察署、その他の機関の協力を得て行い、常に、市及び警察署は連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとする。

搜索活動については、防災関係機関等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借り上げ等、可



能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

## 2. 遺体の対応

### (1) 身元確認

警察署等の協力を得て、身元確認と遺体引き取り人の発見に努め、識別確認のため、写真撮影、遺留品の保管、着衣、所持品、特徴等を記録するなどの措置を行う。

### (2) 遺体の検案

遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により検案所で実施する。

### (3) 安置所の開設

遺体の身元の識別又は埋火葬が行われるまでの間、遺体を一時保存するために、公共建築物、寺院等に安置所を開設する。

また、検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、安置所は検案所と連動できる場所であること。

## 3. 埋葬

### (1) 対象

災害により遺族が混乱して埋葬できない場合、又は引き取り人が判明しない場合は、仮埋葬を実施する。また、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬が困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に実施する。

### (2) 方法

次の範囲内で、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に支給する。

棺、骨つぼ又は骨箱、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供。

### (3) 事前対策

被害が大きく、遺体の火葬が困難な場合を想定し、埋葬地を選定しておくことに努める。

## 第9節 被災地応急対策計画

### 1 被災宅地の応急危険度判定

大規模な地震や土砂崩れなどのため、住宅地が広範囲かつ大規模に被害を受けた際、個々の住宅の被害状況の判定活動を実施するものとする。

### 2 応急仮設住宅及び応急修理計画

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害により、住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった者に対し、自己の資力で住宅の再建又は応急修理のできない被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理についての措置を定める。

#### 1. 応急仮設住宅

##### (1) 実施責任者

市長。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任に基づき市長。

##### (2) 応急仮設住宅の建設

①住家が全壊（焼）又は流出して滅失し居住する住宅がなく、自らの資力で再建不能な者に対して、応急仮設住宅を建設する。

②応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障がい者等災害時要配慮者に配慮した構造、設備とする。

③応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

##### (3) 資材等の確保

①建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県及び市が斡旋するものとする。

②資機材が不足し、調達が必要がある場合には、国に資機材の調達を要請する。

(4) 設置場所

応急仮設住宅の用地は、原則として当面利用目的が決まっていない公共用地、公園等又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとする。また、長期避難者の滞在が可能な施設等を建設するための用地について選定・確保に努めるとともに、必要に応じて災害時における相互応援に関する協定に基づき市域以外の用地についても当該自治体と協議し、体制整備を図る。

(5) 建物の構造及び規模等

災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによる。

(6) 設置期間

災害発生の日から20日以内に着工し、供与期間は建築工事が完了した日から2年以内とする。

(7) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

(8) 広域的な避難

市域で確保できない場合は、県及び近隣自治体等に支援を要請するものとする。

2. 災害救助法が適用された場合の被害住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

住家が半壊（焼）し、自らの資力では、日常生活に欠くことはできない部分についての応急修理することができない者を対象とし、災害救助法で定める範囲を原則とする。対象世帯の選定にあたっては、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

(2) 応急修理箇所の範囲

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で、屋根、居室、炊事場、便所等必要最小限の部分とする。

(3) 応急修理期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

3. 被災建築物等の応急危険度判定

余震等による建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

### 3 感染症予防計画

災害の被災地域においては、衛生条件の悪化により、感染症等の発生が多分に予想されることから、これを防止するため、早急に感染症予防及び保健衛生の応急対策についての措置を定める。

1. 感染症予防対策を必要とする衛生地域の把握並びに薬剤等の配付

感染症等の発生、又は発生が予想される被災地域を迅速に把握し、消毒剤・散布用機器・運搬器具等の確保を図り、消毒に対し万全を期する。

2. 感染症対策班の編成

(1) 被災地の感染症予防対策を迅速かつ的確に実施するため、保健所等の協力により感染症対策班を編成する。

(2) 災害の規模等により、班員不足の場合は、県、関係機関等に協力を依頼する。

### 3. 感染症予防の方法

- (1) 避難場所、浸水地域等衛生条件の悪い地域を診療班と協力し、健康調査、健康診断及び水質検査を実施し、患者の早期発見、被災地の感染症の発生状況及び住民の健康状態を把握する。
- (2) 被災地の感染症の発生を予防するため、必要に応じ県と協力し予防接種を実施する。
- (3) 被災地域で衛生状況の悪化が予想される床上浸水等に対しては、速やかに消毒剤を配付し、家屋の洗浄、便所等の消毒及び食器等の消毒について感染症予防の指導を行なう。
- (4) 消毒に必要な資材、薬剤等は、市内において現地補給を行うが、不足する場合は、県、関係機関等に協力を依頼する。

### 4. 感染症患者等に対する措置

多数の感染症患者が同時に発生した場合は、患者の緊急度や重症度に応じて適切な応急措置や搬送を行うために患者の治療優先順位を決定し、県と連携して収容可能な医療機関に搬送する。

### 5. 保健衛生対策

- (1) 生活環境の悪化による被災者の衛生状態の変化に対応するため、避難所の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災地の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。
- (2) 被災後の精神的動揺に対するケアを行うために健康相談を行う。
- (3) 要介護者、障がい者（児）高齢者、妊産婦、乳幼児等の災害時要配慮者に対しては、健康相談や保健指導を優先的に実施する。

### 6. 食品衛生の監視

食品衛生の監視については、県の権限に属するので、保健所に依頼する。

## 4 ゴミ及びし尿の収集処理計画

災害により排出され、又は処理量の増加したゴミやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための応急処理対策についての措置を定める。

### 1. ゴミの収集処理

#### (1) 収集方法

基本的にゴミ収集業者の協力を得て実施するが、多量に集積された箇所に対して、迅速に排除するため、人員、車両が不足する場合を含め、次の方法により処理する。

- ① 市職員の編成は災害の規模により編成する。
- ② 建設業者、各種団体等に協力依頼し、自動車、特殊車を借り上げ使用する。
- ③ 周辺自治体、民間各種団体への応援要請を行う。

#### (2) 処理方法

災害規模により一時に処理できない場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所に、一時集積所を設置する。

#### (3) 事前対策

災害廃棄物処理計画を策定するとともに、他市町村、関係機関等との協定書の締結など、事前の体制を整えておくものとする。

### 2. し尿の収集処理

し尿の収集業者の協力を得て速やかに収集処理するが、災害規模に合わせた体制を取るものとし、必要に応じ周辺自治体に応援を求めるものとする。

#### (1) 収集方法

計画的に収集を行うが、状況により使用可能状態を回復する処理にとどめる場合がある。

#### (2) 処理方法

高幡東部清掃組合で処理を行うが、処理能力を越える事態にあつては、他市町村への協力を要請するものとする。

### (3) 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結など体制を整えておくものとする。

## 5 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の処理に関する役割分担や処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図る対応マニュアル等を作成し、円滑かつ適正な処理を行うものとする。
2. 災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
3. 環境汚染の未然防止並びに住民、作業者の健康を確保するため、廃棄物の組成に応じた適切な措置を講じるものとする。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、被災時の公共用地利活用に関する優先順位を十分に考慮したうえで、仮置場を定め、搬送集積を行い順次処理するものとする。なお、集積場所は次のような場所が考えられる。
  - (1) 公共施設、公園、グラウンドなど（避難場所周辺を除く）
  - (2) 民間田畑、その他集積可能な場所
5. 災害廃棄物の処理能力を超える事態にあつては、他市町村、関係機関、民間事業者団体等との協定書の締結など、事前の体制を整えておくものとする。

## 第10節 文教対策計画

風水害等の災害発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育活動の中断を防止するため、被害を受けた文教施設の迅速な応急復旧、応急的教育施設の確保及び応急教育の実施措置等の必要な対策についての措置を定める。なお、教育委員会が定める「教育委員会災害対応マニュアル」に基づき、学校ごとに地域の実情にあった「学校危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の確立を図る。

### 1 初動対応

1. 児童・生徒在校時の災害発生
  - (1) 児童・生徒及び教職員の安全対策
  - (2) 施設の被害拡大防止のための応急対策
  - (3) 保護者等との連絡、教育委員会との連携
2. 児童・生徒不在時の災害発生
  - (1) 施設の被害状況の把握と、被害拡大防止のための応急対策
  - (2) 児童・生徒及び教職員の安否確認
  - (3) 教育委員会との連携

### 2 文教施設の応急復旧

1. 建物の全壊、半壊を問わず重大な被害（浸水による被害を含む。）を受けた場合は、実情を調査し、校舎再建、仮校舎建設等の計画を定め、その具体化を図る。
2. 復旧を要する被害を受けた場合は、被害の程度を十分調査し補修等の措置を行なう。
3. 各施設でPTA、地元等で復旧可能な被害については協力を求める。

### 3 応急的教育施設の確保

1. 校舎が使用不能の場合は、その再建及び仮校舎建築まで他の教育施設の余剰教室及び公共施設を臨時的に使用する。
2. 校舎が一部使用不能の場合で、他の施設に余裕がない場合は、2部授業を行い教育が中断しないようにする。

### 4 応急教育の実施

1. 被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休み等の振替授業により授業時間を確保する。
2. 特定地域が災害を受け、登校不能となったときは、必要に応じて分散授業を実施する。
3. 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補習授業等を適宜実施する。
4. その他必要な場合には計画を作成するものとする。

### 5 災害発生時における臨時休校

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）により校長が行う。

### 6 教材・教具の確保

教科書の調達については、校長の調査報告に基づき、教育委員会で調達する。他の教材、教具は取り扱い業者を通じて調達する。

### 7 学校給食

1. 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い、給食の実施に努める。
2. 学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、学校給食施設・設備は被災者用炊出しの用に供されることが予想されるので、学校給食との調整に留意するものとする。

### 8 学校が避難所等として設置された場合

1. 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
2. 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行い対応するものとする。

### 9 文化財の応急対策

1. 所有者又は管理者は、早急に被害状況を把握して被災状況を報告するとともに、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとる。
2. 半壊状態で倒壊危険があるもののうち、建造物については支柱の設置等の応急補強対策を講じ、搬出可能な美術工芸品等については安全な場所に収容するよう指導する。
3. 国・県の文化財保護に携わる部署及び関係団体と密接に連絡を取り、有効かつ適切な対策が行なわれるよう留意する。

## 第11節 生活関連施設応急対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策実施上、市有施設及び設備等の速やかな機能回復を図るた

めの措置を示し、市民と密接な関係にある防災関係機関が実施する、災害応急対策の基本的方針についても、その概要を示す。

## 1 上水道応急対策計画

災害の発生状況に応じ、応急復旧工事を迅速に実施し、飲料水、生活水の確保に努める。

### 1. 被害状況による応急復旧対策

- (1) 被害の全容を把握することに努め、災害の発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講じる。
- (2) 応急拠点給水、仮設配水管を布設し応急給水を速やかに行う。
- (3) 幹線を優先し、主要な送配水管の順次復旧を図る。
- (4) 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行う。
- (5) 応急復旧に必要な資機材の確保とともに、応急給水に必要な給水機器（浄水器）の完備や給水車の確保に務める。

### 2. 要員の確保

応急復旧要員の確保を図り、迅速な工事を実施するため、あらかじめ工事業者と復旧工事の協力に関する契約等を締結しておくものとする。

### 3. 広報

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、又は断水の恐れが生じたとき、住民に対して防災行政無線等により周知する。

## 2 電力応急対策計画

電力供給責任の完遂と電気供給施設の機能を維持するため、防災計画に基づき災害対策に万全を期す。

また、災害対策本部及び指定公共機関等と緊密な連絡調整に当たるものとし、応急復旧対策の体制整備を図る。

### 1. 保安対策

- (1) 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行う。
- (2) 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小・時間の短縮に努める。

### 2. 応急復旧対策

関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電力供給設備の復旧を行う。

### 3. 要員、資材の確保

- (1) 電気供給設備の被災状況等に応じ、要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努める。
- (2) 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行う。

### 4. 広報

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況・停電状況等について、適切迅速な情報提供を行う。

## 第12節 自発的支援の受け入れ

災害時におけるボランティアや義援金といった自発的な支援は、被災者の心身ともに大きな力となるとともに、被災地での生活の維持・再建等において重要な役割を果たすものであり、受け入れ等についての措置を定める。

### 1 ボランティアの受け入れ

関係団体等が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図るものとする。

## 2 義援金等の受け入れ

1. 義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知するとともに、義援金募集团体と配分委員会を組織し、公平かつ迅速な配分を実施するものとする。
2. 義援物資は、被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知するとともに、寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧計画

#### 1 復旧・復興の基本方向

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

また、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

#### 2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、計画的に行うものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 3 財政的措置等

応急対策、復旧、復興において、多大な費用を要することにかんがみ、国、県等に必要な財政支援を求めるものとする。

#### 4 被災施設の復旧等

被災施設の復旧に当たっては、県及び他市町村との広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。また、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

##### 1. 復旧事業計画の作成及び実施

(1) 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

(2) 原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。

(3) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。

(4) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。

(5) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。

(6) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。

##### 2. 公共施設の災害復旧事業計画

###### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

① 河川公共土木施設災害復旧事業計画

② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画

③ 砂防設備災害復旧事業計画

④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画

⑨ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画



- ⑩公園公共土木施設災害復旧事業計画
- ⑪下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2)農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3)都市施設災害復旧事業計画
- (4)上水道施設災害復旧事業計画
- (5)社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6)公立学校施設災害復旧事業計画
- (7)公営住宅災害復旧事業計画
- (8)公立医療施設災害復旧事業計画
- (9)その他の災害復旧事業計画

## 5 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

1. 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県に報告する。
2. 県が実施する調査等に協力する。

## 6 緊急災害査定への促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

## 7 緊急融資等の確保

1. 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債、短期融資の導入、基金の活用、地方交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
2. 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

## 8 生活の安定確保計画

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者(休業者)の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 1. 被災者の生活確保

被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- (1)被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- (2)解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- (3)県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- (4)通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

### 2. 罹災証明の発行

災害が発生し、被害を受けた者がいるときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平

成13年7月内閣府（防災担当）平成25年6月改定）に基づき、被災世帯調査を実施し、罹災者台帳を作成するとともに、これを基に罹災証明書を発行する。

（1）被災世帯調査の実施

総務部（調査班）は、被災世帯調査を実施し、調査結果を罹災者台帳としてとりまとめる。調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得る等、客観的な調査に努める。

（2）罹災証明の発行

罹災者台帳に基づき、住民からの要望に応じて、罹災証明書を発行する。被災世帯が多数で迅速な対応が困難な場合は、各部の協力を得る。罹災証明書の発行は、庁舎等に罹災証明発行窓口を設置して行うものとし、関係部署と協力して、十分な発行体制をとる。

3. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び須崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

4. 被災者生活再建支援制度の活用

（1）災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

（2）申請書類は市が窓口となり、支給に関する事務については県を通じて実施する。なお、申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図るものとする。

5. 租税の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は須崎市税条例（昭和30年条例第35号）により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。

6. 住宅資金等の貸付け

（1）県及び市は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金に関する広報活動を実施する。

（2）住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

7. 住宅の再建

（1）災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

（2）市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8. 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導あっせんを行うとともに、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）」に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るための措置を講ずる。

9. 中小企業融資の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするための措置を講ずる。

## 第2節 復興計画

### 1 復興計画の作成

1. 大規模な災害により、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
2. 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のため体制整備を行うものとする。

## 2 災害に強いまちづくり

1. 災害に強く、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した災害に強いまちづくりを実施するものとする。その際、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
2. 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
3. 災害に強いまちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難地、幹線道路、都市公園など骨格的な都市基盤整備施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とするものとする。
4. 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を住民に対し行うものとする。
5. 災害時の円滑な普及対策には、一筆ごとの土地の境界の正確な位置について、現地復旧の能力がある地図の整備が必要であるため、現地復元能力のある地図を整備する地籍調査を完了する方針で取り組むものとする。特に津波災害による被災地は、境界が不明となることが予想されるため、津波浸水予想地域から優先的に調査を実施する。
6. 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行うものとする。
7. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に定めがない事項については、本編第1章第1節の計画の方針の定めによるものとする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節に定めによるものとする。

### 第2節 関係者との連携協力の確保

#### 1 資機材、人員等の配備手配

##### 1. 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

(2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

##### 2. 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

##### 3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### 2 他機関等に対する応援・援助要請

1. 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、本編第2章第3節に定めるところとする。

2. 市は必要があるときは、前項に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

## 1 津波からの防護

1. 市又は堤防、水門等の管理者は、津波の発生に備えて、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
2. 市又は堤防、水門等の管理者は、各事業計画に基づき整備等を行うものとする。
  - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
  - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
  - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
  - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

## 2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、本編第2章第8節の「津波警報等と地震及び津波に関する情報の伝達体制」及び本編第3章第5節の「災害情報・被害状況の収集報告並びに伝達計画」に基づき行うものとする。

## 3 避難指示等の発令基準

住民に対する避難勧告及び指示の基準等は、本編第3章第2節の定めによるものとする。

## 4 避難対策等

1. 地震発生時において津波による避難勧告及び指示の対象となる地域は、「須崎市津波避難計画」の第2章第1節の「津波浸水予測区域・避難対象地域」に定める範囲とする。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる緊急避難場所となる津波避難場所等を適切に指定するほか、本編第2章第4節の2に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において緊急避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
2. 市は、前項に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
  - (1) 地域の範囲
  - (2) 想定される危険の範囲
  - (3) 緊急避難場所、避難所（屋内、屋外の種別）
  - (4) 緊急避難場所、避難所に至る経路
  - (5) 避難勧告及び指示の伝達方法
  - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
  - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3. 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備するものとする。
4. 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
5. 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難勧告及び指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
6. 他人の配慮を要する者に対しては、本編第2章第1節の「災害時要配慮者対策の推進」を基本に、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
  - (2) 津波の発生への恐れにより、市長より避難勧告及び指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難先までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
7. 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制について、各種団体等と連携し、あらかじめ対策を講じておくものとする。
8. 避難所における救護上の留意事項。
  - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
    - ①収容施設への収容
    - ②飲料水、主要食糧及び毛布の供給
    - ③その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ①流通在庫の引き渡し等の要請
    - ②県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - ③その他必要な措置
9. 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
10. 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水予測区域の設定、避難対象地域の指定、緊急避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の策定するものとする。

## 5 消防機関等の活動

1. 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
2. 前項に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

## 6 上水道、電気、ガス、通信・放送関係

### 1. 上水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、災害の発生状況に応じ、応急復旧工事を迅速に実施し、飲料水、生活水の確保に努める。

### 2. 電気

(1) 電力事業者は、電力が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 指定公共機関四国電力株式会社須崎営業所が行う措置は、次のとおり。

- ①電力施設の保全・保安に関すること。
- ②電力の供給に関すること。

### 3. ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### 4. 通信・放送

(1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社高知支店等が行う措置は、次のとおり。

- ①電気通信設備の保全及びその災害復旧に関すること。
- ②災害非常電話の調整及び気象予報・警報の伝達に関すること

(2) 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、次のとおり。

- ①住民に対する避難勧告等防災情報の放送に関すること
- ②住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関すること
- ③災害時における広報活動及び被害状況の速報に関すること
- ④生活情報、安否情報の提供に関すること
- ⑤社会福祉事業団等による義援金品に関すること

## 7 交通対策

### 1. 道路

(1) 市、県警察及び道路管理者は、津波襲来の恐れがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

### 2. 海上

(2) 高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲の恐れがある旨を周知するものとする。

### 3. 鉄道

(1) 鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じるものとする。

(2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

## 8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

## 1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

### (1) 各施設に共通する事項

- ①津波警報等の入場者等への伝達
- ②入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④出火防止措置
- ⑤水、食料等の備蓄
- ⑥消防用設備の点検、整備
- ⑦非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

### (2) 個別事項

- ①動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
- ②病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ③学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
  - ア. 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - イ. 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ④社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

## 2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ①自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ②無線通信機等通信手段の確保
- ③災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 9 迅速な救助

### 1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

### 2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

### 3. 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を



含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

#### 4. 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に図るものとする

### 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「第5次地震防災緊急事業5箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとする。なお、市有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て整備を図るものとする。

1. 避難場所の整備
2. 避難路の整備
3. 消防用施設等
  - ①避難誘導及び救助活動のための拠点施設
  - ②消防団による避難誘導のための拠点施設
  - ③緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
  - ④平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
4. 消防活動を確保するための道路、耐震性貯水槽
5. 高規格道路等
6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート
7. 防災倉庫、備蓄倉庫
8. 社会福祉施設、児童福祉等施設
9. 学校施設、社会教育等施設
10. 津波発生における円滑な避難確保のための河川・海岸・漁港施設
11. 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
12. 地域防災拠点施設
13. 防災行政無線施設、通信施設
14. 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

### 第5節 防災訓練計画

1. 市及び防災関係機関は、12月21日を「須崎市の防災の日」と位置づけ、地震の震度予測や津波の浸水予測などを参考に、地域特性を考慮して、実情に即した実践的な防災訓練を企業、ボランティア及び地域住民と連携協力して、年1回以上実施するものとする。

また、11月5日の津波防災の日には、南海トラフ地震を想定した津波に関する訓練を計画するとともに、本編第2章第1節の「地震・津波知識の普及及び訓練に関する計画」を基本にした取り組みを行うものとする。

なお、市民は、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。訓練終了後には各防災計画の点検や評価などの検証を行うとともに、訓練を通じて得られた課題・改善点等を明確にし、必要に応じ体制等改善を行うなかで計画の見直し等を行うものとする。

2. 前項の防災訓練は、市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地域の実情にあ

った具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。特に地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策は重要であり、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

(1) 初動体制の確立訓練の実施

地震発生時の各種の被害を想定し、要員参集訓練及び本部運営訓練などの初動体制を確立するための訓練を実施するものとする。

(2) 現地訓練の実施

地震発生時に実際に行うことの検証を目的として、現場訓練を実施するものとする。この際、緊急避難場所や避難経路の確認、早期避難体制の確立を図る避難訓練を実施するとともに、災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練を関係機関や関係者との連携を十分に考慮し実施するものとする。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、津波警報等の情報収集、情報の広報を目的に伝達訓練を実施するものとする。また、災害の発生状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等を迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練も行う。

(4) 図上訓練の実施

市は、様々なシナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施することとする。

3. 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

4. 市及び防災関係機関は、防災訓練に住民等の積極的な参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するために必要な広報を行う。

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育を、市職員、住民、学校現場等に対して、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための、防災教育及び広報を推進するものとする。

### 1. 市職員に対する防災教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を推進するものとする。なお、防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2. 住民等に対する防災教育

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等でハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、住民等に対する防災教育を推進するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3. 学校教育における防災教育

市は、児童、生徒に対する地震・津波防災教育の指針を示し、その実施を指導するとともに、「津波学習用小冊子」の活用などにより、南海トラフ地震の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を理解させるため、各学校においては、地域の実情に即した地震防災上必要な防災教育を推進するものとする。

また、高等学校と協力して、高等学校の生徒を対象に、災害発生の際におけるボランティア活動等の必要性の理解を深めるものとする。

### 4. 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、防災上重要な施設管理者に対し、防災訓練、研修会、講演会、各種資料の提供等を通じて地震・津波の知識等防災思想の普及に努める。

### 5. 防災知識の普及方法

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関する情報提供を積極的に行うとともに、住民の防災意識の向上を図るための広報や南海トラフ地震の発生時に関する内容を様々な工夫を加えた方法で実施し、報道機関等と連携しながら市民の防災意識の向上に結びつく広報を実施するものとする。

### 6. 相談窓口の設置

市は、それぞれの課等において所管する事項について、市民の地震対策等の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節第4の1で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は資料14のとおりとする。

## 資料 1 4

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
須崎地区	避難経路の整備事業	2箇所	平成29年度～31年度
	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度～31年度
多ノ郷地区	避難経路の整備事業	6箇所	平成28年度～31年度
南地区	避難経路の整備事業	9箇所	平成27年度～31年度
新荘地区	避難経路の整備事業	3箇所	平成27年度～31年度
安和地区	避難経路の整備事業	1箇所	平成30年度～31年度
浦ノ内地区	避難経路の整備事業	1箇所	平成30年度～31年度

## 資料 1 5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地
吾桑保育園	吾井郷乙520番地
安和保育園	安和665番地2
あおい保育園	多ノ郷甲1764番地1
日の出保育園	土崎町2番27号
上分保育園	上分甲2番地2
みなみ保育園	大谷206番地2
大間保育園	山手町6番14号
須崎保育園	東糺町2番28号
日本キリスト教団須崎教会附属須崎幼稚園	東古市町1番8号
吾桑公民館	吾井郷乙497番地1
南公民館	大谷206番地1
上分公民館	上分乙344番地2
多ノ郷体育センター	赤崎町3番18号
横浪運動広場	浦ノ内東分2736番地
焼物工房「みなみ」	大谷井立山915番地30
久通地域総合コミュニティセンター	久通41番地
浦ノ内東部コミュニティセンター	浦ノ内塩間49番地3
安和市民交流会館	安和660番地2
多機能型事業所 STEP ONE	多ノ郷甲5483番地5
社会就労センター山ももの家	安和216番地1
就労支援センター「らいふ」	吾井郷乙1834番地3
通所支援ベルテール須崎園	大間西町1番9号
吾桑小学校	吾井郷乙488番地1
多ノ郷小学校	吾井郷乙1909番地2
須崎小学校	東糺町2番9号
新荘小学校	下分甲584番地1
安和小学校	安和206番地
浦ノ内小学校	浦ノ内東分2001番地1
朝ヶ丘中学校	吾井郷乙1818番地
浦ノ内中学校	浦ノ内東分24番地1

南小学校	大谷 208 番地 1
南中学校	大谷 208 番地 1
上分小学校	上分甲 90 番地 1
上分中学校	上分甲 87 番地 1
特別養護老人ホーム 清流荘	上分丙 1758 番地 2
清流の家	上分丙 1758 番地 8
シルバーホームおおの郷	多ノ郷甲 1136 番地 2
しろやま	鍛冶町 2 番 10 号
ばんだ湯の香荘	桑田山乙 1173 番地 1
楽リハ	多ノ郷甲 1069 番地 8
中山整形外科	妙見町 9 番 10 号

資料 16 医療救護所

名 称	設置場所 (所在地)
須崎市総合保健福祉センター (1 階集団検診室)	須崎市山手町 1 番 7 号
須崎市立朝ヶ丘中学校 (多目的ホール)	須崎市吾井郷越知 1818 番地
須崎市立上分中学校 (コンピューター室)	須崎市上分甲 87 番ノ 1

—メモ—